

第七節 柑橘の種類と貯蔵の得失

柑果を貯蔵する目的に凡そ二あり而して其一は市場價格の變動より來る損失を免れんが爲め或期間貯蔵するものにして他の一は種類により採收後直ちに食用に供するも其味美ならざるが故に之れを一定期間貯蔵し果汁の化學的變化により食味の良好となるを俟ちて之れを市場に出すもの則ち各種のオレンジ類又は一二月頃間引きしたる夏橙類の如き之れなり。

而して後者に對する貯蔵は何れの場合と雖も最も必要なる作業にしてネーヅルオレンジの特産地たる北米加州及フロリダ州等にありては栽培方面に力を致すと同時に又如何にせば最も完全に貯蔵し得るやにつき研究を怠らざるものあり。然れども我邦の特産たる温州蜜柑は果して貯蔵するの必要あるか又貯蔵して利益あるか此問題は本邦蜜柑栽培家の一考を要す可き事と信す。温州蜜柑も適當の貯蔵により幾分其品質を改良し得可しと雖も而も採收後直ちに食して決して不良なる事なく又其貯蔵法にして少しく不當ならんか忽ちにして腐敗し又は萎

凋す。而して其外觀及び内質を損傷する事極めて大なるものあり故に温州蜜柑の貯蔵は主として前者即ち市場價格との關係上之れを必要とするものなるが然らば實際に於て之れを貯蔵して利益ありやと云ふに多くの場合に於て然らざる事は吾人が既往の相場表に見て之れを知るなり。

今ま既往七ヶ年間に涉り静岡縣下に於ける温州蜜柑の相場表を示せば次の如し。

年	十月		十一月		十二月		一月	
	下旬	中旬	下旬	中旬	下旬	中旬	下旬	中旬
三十六年	三、七、四	三、三、八	二、九、三	二、六、六	二、六、六	二、六、六	三、三、三	三、三、八
三十七年	四、二、五	三、五、三	三、四、五	三、七、九	三、八、二	三、八、二	四、一、七	四、四、〇
三十八年	四、五、〇	四、〇、一	三、九、〇	三、八、〇	三、八、〇	三、八、〇	三、七、一	三、五、五
三十九年	五、九、〇	四、九、二	四、三、〇	三、九、七	三、八、〇	三、八、〇	四、一、五	四、六、〇
四十年	六、五、〇	五、四、〇	五、一、〇	四、六、五	四、五、〇	四、五、〇	四、三、五	四、〇、五
四十一年	五、三、〇	四、三、三	四、〇、一	三、八、〇	三、七、〇	三、七、〇	三、九、〇	三、八、八
四十二年	五、〇、〇	四、六、〇	三、九、八	三、七、一	三、五、三	三、五、三	三、六、五	四、三、五

平 均	最 低	最 高	三月			二月		
			下 旬	中 旬	上 旬	下 旬	中 旬	上 旬
三〇、六	二六、〇	四〇、〇				三六、〇	三三、〇	三〇、〇
三八、六	三三、〇	五〇、〇				四六、〇	四二、〇	三九、〇
三七、六	二九、〇	四九、〇	三〇、〇	三〇、〇	三〇、〇	三三、〇	三〇、〇	二七、〇
四〇、〇	三六、〇	五九、〇				五〇、〇	四六、〇	四二、〇
四三、八	三九、〇	六五、〇	三八、〇	三六、〇	三五、〇	三三、〇	三〇、〇	二七、〇
四五、二	三七、〇	五九、〇				四八、〇	四四、〇	四〇、〇
四四、五	三三、〇	五〇、〇				四八、〇	四四、〇	四〇、〇

備考 右表は停車場渡し内地箱一箇の價格なり

前表は單に其の價格の高低を示すのみにて、各其年の他の農産物豊凶及び一般經濟狀態と比較するにあらざれば、未だ俄に其是非を論ずる事能はざる可きも而も既往數年の成績が殆んど同様の結果を示し、年によりては貯藏物の價格著しく下落せるが如き事なしとせず。殊に温州蜜柑は其の貯藏運搬に堪ふるの力他のオレンヂ類に比し微弱なるものなれば、貯藏中に於ける腐敗萎凋より其重量を減ず

る事甚だ少しとせず、故に同一の價格を以てする場合には必ず一日と雖も早く賣却する方利益多きものなり、唯だに價格に於て劣るのみならず、又一方資本の廻酬金利等經濟上より見るも、早賣は貯藏賣に優る事數倍なるなり。故に特種之目的特別の事情なき限り、温州蜜柑及び之れに類する果實は、採收後直ちに販賣せざる可からず。

夏蜜柑類は可成く遅くまで樹上に置き、採收と同時に市場に搬出す可きものなるも、肥料充分ならざるもの又は餘りに結實多量なるものにおいて、樹勢衰退し冬春の候落果するもの多きが故に、此種の樹株に對しては、早春の候追肥を施し樹勢を恢復せしむると同時に、又果實の間引を行はざる可からず、而して之等間引によりて得たる果實は、其儘直ちに市場に出すも、其價格極めて低廉なるものなれば、或る期間貯藏し置く事必要なるべし。
レモン・シトロン等を長く樹上に置く時は、其特有の香氣を損乏するものなれば、適熟の時採收し、直ちに市場に出し、又は製造に供す可しと雖も、又生果として不斷必要のものなれば、之れを貯藏し置く事も甚だ必要なるべし。

第八節 貯藏試驗

静岡縣農事試驗場は明治三十九四十の兩年に涉り温州蜜柑を以て、各種の貯藏試驗を行ひたり、其設計並に試験の結果を左に摘録す可し。

温州蜜柑貯藏法試験

此試験に供する果實は、採收運搬共に丁寧に取り扱ひ、果皮の損傷せざる事に勉め、當時貯藏室は豫めホルマリン消毒を行へり。

第一 採收期試験

左の採收期に就て貯藏の良否を比較せんとす。

第二回	第三回	第四回	第五回
三十九年 十月二十五日	十一月十日	十一月二十日	十二月五日
四十年 十一月十日	十一月十五日	十一月廿五日	十二月五日
		十二月五日	十二月廿日

右試験の調査は一月二日より毎日検査し、腐敗果を取り出し、記帳するものとす。以下の調査皆之れに依る。

第二 採果法試験

採果の方法を異にし、貯藏に良好なるものを知らんとす、尙ほ本試験は左の方法に依る。

貯藏法	採果法
綠葉貯藏	葉附切
同	根切
乾燥葉貯藏	葉附切
同	根切
穴藏貯藏	葉附切
同	根切

第三 採果取扱比較試験

採果取扱の良否は如何なる影響を貯藏に及ぼすやを知らんとするにあり。

- 一、普通の採收及び運搬をなしたるもの、
- 二、採收及運搬を丁寧になしたるもの、

第四 產地試驗

産地が貯藏と如何なる關係を有するやを知らんとす。

- 一、平地産
- 二、山地産

第五 消毒法試驗

三十九年はフホルマリンのみなりしも、四十年には他の藥品をも併せ用ひたり。
三十九年のもの

- 一、フホルマリンニベルセント液に浸したるもの

- 1 果實のみ浸したるもの
 - 2 果實及箱共浸したるもの
 - 3 浸したる果實を紙包としたるもの
- 二、噴霧器にてフホルマリンを施したるもの
- 1 一と同じ
 - 2 同
 - 3 同

四十年のもの

- 一、フホルマリン二%液に浸したるもの
- 二、フホルマリン一%液に浸したるもの
- 三、硼酸六%液に浸したるもの
- 四、硼酸三%液に浸したるもの
- 五、水に浸したるもの
- 六、標準區(藥品又は水に浸さざるもの)

第六 結果の位置對貯藏試驗

果樹の何れの部に結果せるものを貯藏用とすべきやを知らんとす。

- 一、樹の上部に結果せるもの
- 二、樹の中部に結果せるもの
- 三、樹の下部に結果せるもの

第七 貯藏用填充材料試驗

貯藏果實中に填充物を用ふるの可否及び其種類との關係を知らんとす。

消毒藥	腐敗果數		黒斑腐敗もの		稍完全果	完全果	備	考
	腐敗果數	腐敗果數	黒斑腐敗もの	黒斑腐敗もの				
フホルマリン二%	一	二	一	一	〇	〇	果皮硬化し皆酸變せり	
同 液 一%	二	三	一	一	〇	〇	果皮は普通なるも一般に水分乾固し輕量に化せり	
同 硼酸六%液	三	三	二	三	八	〇	果皮は普通なるも一般に水分乾固し輕量に化せり	
同 三%液	三	三	二	三	三	〇	前者より甚しからず	
水に浸したるもの	三	三	三	三	四	四	重量は重きも果皮は硬化せり	
藥品及水に浸さるるもの	三	三	三	三	四	四	果皮は皺縮せるもの多きも重量輕からず	

成績の示す處に依り、三月下旬に於ては、硼酸六%區最も好成绩にして、該區は最後に至るまで良結果を得たり、而して之れに亞けるは標準區にして、水に浸したるもの第三位にあり、フホルマリン區は前年も甚だ良好ならざりし、而して其の濃厚なるものに至つては反つて腐敗を早めたるなり。

第六 結果の位置對貯藏試驗

結果位置	一月		二月		三月		四月		自五、一至五、九	腐敗計	殘果
	上	中下小計	上	中下小計	上	中下小計	上	中下小計			
樹の上部	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
樹の中部	〇	〇	一	三	五	五	七	三	〇	九	九
樹の下部	〇	〇	六	七	七	一〇	二	四	五	三	一〇
同 上部	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同 中部	〇	〇	六	七	七	一〇	二	四	五	三	一〇
同 下部	〇	〇	六	七	七	一〇	二	四	五	三	一〇
同 小計	〇	〇	六	七	七	一〇	二	四	五	三	一〇

五月九日検査の結果左の如し。

結果位置	腐敗果數		黒斑腐敗もの		稍完全果	完全果	備	考
	腐敗果數	腐敗果數	黒斑腐敗もの	黒斑腐敗もの				
樹の上部	六	〇	二	〇	二	〇	味良好なるも水分の蒸散せるもの多	
樹の中部	二	〇	一	〇	一	〇	味不良皆酸變す	
樹の下部	〇	〇	〇	〇	〇	〇		

樹の上部に結果したるもの最も貯藏力大にして、下部のもの最も不良なり、故に貯藏果は須らく、上外部より採收したるものたらざるべからず。

第七 貯藏用填充材料試驗

貯藏用材料	腐敗果	黒斑腐敗もの		稍完全果	完全果	殘果	備	考
		黒斑腐敗もの	黒斑腐敗もの					
椀	二九	五	一〇	六	二	果實の乾燥第三位味亦佳なるも砂區に劣ること大なり		

砂	四〇	三	二〇	果實は水分に富むも果皮硬化す味良好なり
鏝	三六	四	一四	粗糠區と大差なし
標	四四	一	一	六
準	四四	四	二	殘存せるものは砂區に次ぎ良好なり
區	四四	四	三	

本試験は毎月之れが調査をなさず最後の日検査したるものなれば、其間既に二三月頃腐敗果を生じ、自然其附近の良果に其腐敗を及ぼすが如き事ありたるべきも、之れにより其一班を知るに難からざるべし。即ち粗糠區最も良く、鏝屑之れに亞ぎ砂は第三位にありたり。

以上室内貯藏に於ける各種關係を記述したるが故に、更に左に室の内外箱及地中に於ける貯藏の方法と、其成績に關する鹿兒島縣農事試験場に於ける試験の成績を摘録すべし。

一 試験方法

第一、屋内に於て、深さ三尺幅三尺長さ適宜の穴を掘り、底及周圍に土壤の見えざる厚さに藁を被ひ、其上に柑果を並列す、如斯く層々相積して、最上部の列層高さ三四寸に至り止め、更に上部に藁及粟稈を二三寸の厚さに被ひ、其上に土を覆ひ

置く。

第二、屋内に於て前法同様の穴を掘り、周圍及底に同じく生樹の葉を布き、柑果を並列して、其上に香味ある樹の葉ヤツデ樹の如きものを覆ひ又柑果を並列し、斯く一列層々相積して前法の高さに至り止む、以下前法に同じ。

第三、本法は屋外の高燥なる土地に於て、第一と同様の設計をなすものにして、唯だ異なるは萬一の雨露を避けんが爲め、周圍生杉葉の外圍に更に、粟稈藁類を縦に並列し置き其藁の上端は尙地平上に抽出せるを以て、之れを最上部の覆藁の位置に於て、中央に向ひ折り曲げ、覆藁に附着せしめ、後ち土を覆ひ置くものなり。但盛土は普通甘藷貯藏所の如く屋根形となし、雨水の浸入を防ぐものとす。

第四、前法の如く屋外に於て、第二と同一の樹葉を果實間に裝置するの外、凡て第三法の如し。

第五、屋内に於て棚に生杉葉を敷き、柑果を並列し其上に又生杉葉を柑果の露顯せざる程の深さに覆ひ、更らに柑果を並列し、層々如斯く疊積して高さ四五尺になりて止、外部は厚く杉葉を被ひ置くなり。

第六、深さ二尺巾三尺長さ適宜の箱を屋内に安置し其中に鋸屑を以て果實の相觸れざる様疊積し置くものなり。

第七、簇生せる竹藪の中に枯笹と共に果實の相觸れざる様疊積し其上に笹を覆ひ置くものなり。

右の方法に依りて試験を施行し、三、四、五、六、七、八の各月中旬に於て調査せし結果左表の如し。

貯藏數

品種	試驗區別數	取出日數	一區一回取出個數	一回取出總數	貯藏總數
温州蜜柑	七	四	一〇	七〇	二八〇
薩摩蜜柑	七	四	一〇	七〇	三五〇
ネーデルホルン	七	四	一〇	七〇	一四〇
本九年母	七	四	一〇	七〇	一四〇
夏橙	七	四	一〇	七〇	一四〇

二 試驗成績

イ 温州蜜柑

試驗區別	三月十五日調		四月十五日調		五月十五日調		六月十五日調		損害歩合
	損害	無害	損害	無害	損害	無害	損害	無害	
第一法	一	三	六	二	〇	一	〇	〇	六、三
第二法	三	一	八	二	六	一	〇	〇	七、六
第三法	五	一	九	二	九	一	〇	〇	七、三
第四法	四	一	八	二	九	一	〇	〇	七、〇
第五法	九	一	七	二	九	一	〇	〇	五、八
第六法	八	一	九	二	八	一	〇	〇	三、九
第七法	九	一	七	二	八	一	〇	〇	二、五

ロ 本九年母

試驗區別	三月十五日調		四月十五日調		五月十五日調		六月十五日調		損害歩合
	損害	無害	損害	無害	損害	無害	損害	無害	
第一法	〇	三	二	一	三	一	三	〇	六、七
第二法	三	〇	一	二	二	三	一	〇	七、五

試驗區別	三月十五日調	四月十五日調	五月十五日調	六月十五日調	七月十五日調	損害步合			
							損害	無害	損害
第一法	二	三	五	五	五	八、五			
第二法	三	二	五	五	五	九、〇			
第三法	〇	四	五	五	五	六、五			
第四法	一	四	二	〇	〇	五、五			

試驗區別	三月十五日調	四月十五日調	五月十五日調	六月十五日調	七月十五日調	損害步合	
							損害
第一法	二	五	一	〇	〇	六、八	
第二法	二	五	一	〇	〇	六、六	
第三法	八	九	一	〇	〇	八、一	
第四法	八	九	一	〇	〇	五、四	
第五法	〇	九	一	〇	〇	六、八	
第六法	九	九	一	〇	〇	六、四	
第七法	一	九	一	〇	〇		

ホ 夏 橙

ニ ネーヅルオレンジ

試驗區別	三月十五日調	四月十五日調	五月十五日調	六月十五日調	七月十五日調	損害步合	
							損害
第一法	二	五	一	〇	〇	六、八	
第二法	二	五	一	〇	〇	六、六	
第三法	八	九	一	〇	〇	八、一	
第四法	八	九	一	〇	〇	五、四	
第五法	〇	九	一	〇	〇	六、八	
第六法	九	九	一	〇	〇	六、八	
第七法	一	九	一	〇	〇		

試驗區別	三月十五日調	四月十五日調	五月十五日調	六月十五日調	七月十五日調	損害步合
第一法	一	二	〇	一	〇	五、〇
第二法	一	二	〇	一	〇	六、七
第三法	二	二	〇	一	〇	六、七
第四法	二	二	〇	一	〇	七、五
第五法	二	二	〇	一	〇	五、八
第六法	二	二	〇	一	〇	六、八
第七法	一	一	〇	一	〇	

ハ 薩摩蜜柑

第 七 法	第 六 法	第 五 法
一	〇	四
四	五	一
四	四	三
一	一	二
五	五	四
〇	〇	一
五	五	五
〇	〇	〇
七、五	七、〇	八、〇

尙は右試験の成績により損害歩合の連年比較を表示する時は左の如し。

試験區別	年度別	温州	本九年母	薩摩	ネーデル	夏橙	平均
第一法	三三十七六年	六四、三	六六、三	六七、〇	八三、七	八六、七	六、四
第二法	三三十七六年	七八、三	七九、〇	八〇、〇	八八、〇	九九、二	八、四
第三法	三三十七六年	七八、〇	五七、〇	六八、〇	八七、〇	六、五	七、二
第四法	三三十七六年	七七、五	六七、一	八八、一	九六、六	五、五	七、七
第五法	三三十七六年	五八、〇	七七、三	五九、〇	六六、七	八、〇	七、一
第六法	三三十七六年	三七、九	五七、八	六九、八	七五、〇	七、〇	六、七
第七法	三三十七六年	三七、五	六七、六	六七、四	六四、八	七、五	六、三

右試験の成績に見る時は、第二法は各種柑果共其結果最も良好にして、第四法之れに亞げるが如し。

貯藏窖、神奈川縣に於ける貯藏庫は主として山腹を横に掘り汲きたる墜道にして、高さ一丈二尺幅又一丈二尺位のものなり、長さは數百尺に達するものあり、出入口には各六尺内外の戸口ありて板戸を設けあり、中央には長さに従ひ一二個所に直徑二尺位の氣抜き窓あり、如斯き窖は温濕共に調節宜しきを得るが故に、長期の貯藏に適す、然れども之れを造らんと欲するも適當の山脉無き所に於ては到底望まれざるが故に、平坦地にありては比較的高燥なる、而して日蔭の地を撰び、土中に窖を掘り下げ、四周を石にて疊み、屋根は厚く藁又は土を以て覆ひ、空氣及び光線の透過せざる様なす可し、而して特に内部の換氣を圖らんが爲めに、底部より横に土管を以て室外に抜くか、又は屋根上より真直に土管を最底部に達せしめ置く可し、土管の大きさは直徑五寸位のものとし、四坪に對して一本位の割合にて可なり、如斯くにして造りたる貯藏庫はよく三月以後六月頃まで貯藏するに適當なるものなり。

第十二章 荷造及販賣論

人文未だ開けず、果實の需要極めて少く、産額亦た多からざりし昔日にありては、柑果を以て一の賣品となし、之れを遠隔の地に輸送するが如き事なきが故に、従つて荷造の必要も起らざりしものなるべしと雖も、現時に至つては人類食品の貴重なものとして、之れが栽培日に盛んなるより産額も亦増加し、農家經濟の重要位置を占むるに至り、獨り内地に於て有無相通するに止まらず、遠く海外諸國にまで之れを輸出するに至りたるを以て、之れが荷造につき注意するは勿論、常に市場の状況に意を留め、販賣の道を講ずるにあらざれば、折角作り得たる寶材も、あたら土石と撰ばざる事甚だ遠からざるものとなり終る可し。果實商は元より栽培家としても一應之等の事に關し研究し置くの必要なきこと能はず。

第一節 果實の撰別

販賣用果實にして之れを箱詰し市場に出さんとするものは、先づ豫め各種階級に

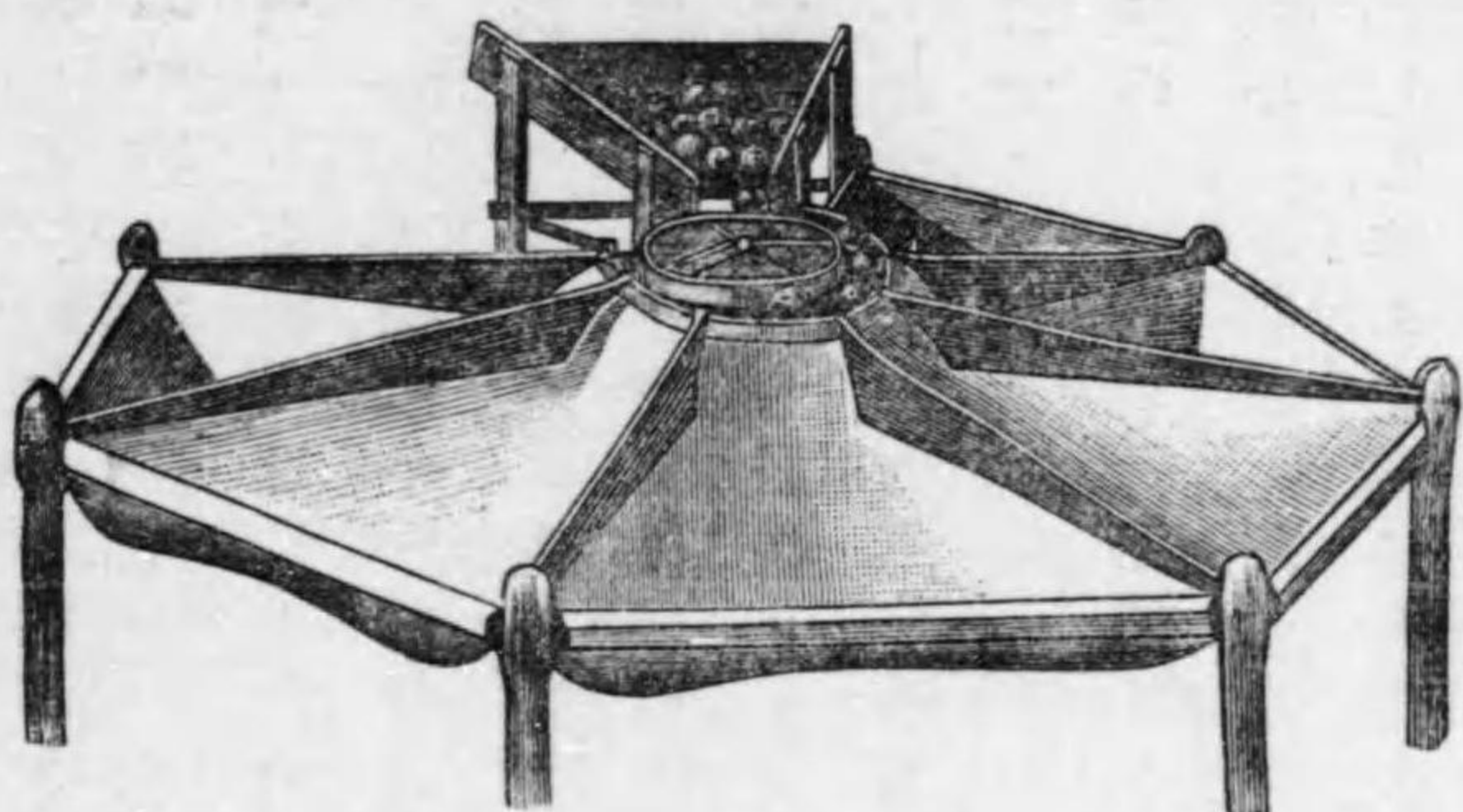
其果を撰別するの必要あり、而して確實なる撰別は、其果實が商品として貴重なる位置に進むに從ひ益々必要の事となるや必せり、即ち内地市場にありては未だ其一定箱中に於ける個數形狀等により、其價值信用を左右する事甚だ多からざるも之れを米國市場に見んか、我が温州蜜柑の如き、比較的小果實にありても、其一箱内に於ける個數の一定せざるを擧げて、一の缺點となし、之れが改良を促しつゝあり、況んやネーヅル其他のオレンジ類に於てをや。

從來静岡縣下の柑橘荷造業者は、専ら肉眼を以て其果を撰別し、通常左の四階級に之れを區別し居れり。

- | | | |
|------|------------|----------|
| 一、最大 | 別撰と稱するもの。 | 周圍七寸以上 |
| 二、大 | 飛切と記せるもの。 | 同 六寸五分内外 |
| 三、中 | 日本一と稱するもの。 | 同 六寸内外 |
| 四、小 | 錦玉と記せるもの。 | 同 五寸内外 |

而して其の名稱は人により多少異なる可きも、多く之れによれり、其撰別の標準が肉眼なるにより、大なる相異なしとするも亦甚だ正確なる事能はず。爲めに往々市

果實撰別器



場に於ける聲價を失墜し信用を失ふ事なきに非ず。茲に於てか吾人は其功程を大ならしめ撰別の正確を期せんが爲め、從來、北米加州及びフロリダ州等に於て、使用されつゝある果實撰別器の如きものを我が國に於ても亦た使用するの必要なる事を信せんと欲す。果實撰別器には其種類頗る多く、規模に大小あり、器械に粗密ありと雖も、何れも其大體に於ける構造を一にす、而して各器皆な或る漏斗狀の所に果實を容れ、其果實循環して適當の大きさある孔に達すれば、夫れより出でて下部なる一定の場所に集合する装置なり、而して孔は小より漸次大に至るが故に小果の大孔を脱するが如き事なく、極めて公正に其果を撰別し得可し、又作業中其果皮の損傷せらるゝ事なからんが爲め、果實の通路は何れも柔軟なる布片を張り其上を廻轉する様

なし置くを普通とす。

然れども柑果は單に其大小により之れを撰別するのみにては未だ充分なりと云ふ事能はず、而して重量は多く大さと相伴ふものにして又一一其重量を計量する事は甚だ容易の業に非らざる可ければ、余は先づ、其果の善否即ち病蟲の有無、色澤、瑕玼の如何を見果の大小に拘らず、其善良なるものと否とを區別し、而して後ち前記の方法により、其大小を撰別すれば可なりと信す。

幾多の温州蜜柑につき吾人が從來計量したる結果に見る時は、其大きさと重量との標準は大約次記の如きものなり。

最大	三十二匁以上	周圍七寸五分	高一寸八分
大	二十八匁以上三十二匁	同 七寸	同一寸七分
中	二十匁以上二十八匁	同 六寸五分	同一寸六分
小	二十匁以下	同 五寸	同一寸三分

今ま果實撰別の標準として、數種柑果の平均重量を列記せば左表の如し。

ルビーブラッド 四十三匁

マルテイスブラッド	三十五匁
メデキタラニアンスキート	四十匁
ジヨツバ	四十五匁
旭柑	百匁
伊豫蜜柑	六十五匁
金九年母	四十二匁
夏橙	百十匁
グハレンシヤレート	四十五匁
ワシントンネーヴル	五十六匁
トムソンネーヴル	五十五匁
ゼノア(レモン)	五十三匁
楠瀬(レモン)	八十匁
佛手柑(丸形)	八十匁

第二節 容器

柑果を荷造りするに當り、如何なる容器を用ふれば最も經濟的にして且つ最も利益なるか、此問題は極めて必要の事にして、今後尙ほ大に改良するの餘地あるべしと雖も、既に一定の容器を制定し、これによつて市場の認識を得たる以上は、再び之れを變更する事甚だ困難にして、しひて之れを行はんか、爲めに不慮の損失を招くが如き事甚だ少しとせず、故に著者は先づ現今我が國に於て行れつゝあるものにつき、之れが一般を述べ併せて多少の改良案を提供せんと欲す。

四國中國の我る地方より九州に搬出する蜜柑は、大部分何等容器に納むる事なく、其總てを帆船内に層積し、軟風に帆を揚げて運搬し、目的地に到達すれば需要者商人等各自竹製丸籠約十六貫目を容るゝに足るものを荷ひ來り、則ち之れに容れて購ひ去るなり、之れ恐らく最も元始的の販賣法にして、昔時江戸に來れる紀州蜜柑船も此格たりしものならんか。

而して其一步進みたるものは、四斗樽(現今酒酢等を容るゝに使用しつゝあるもの)

又は竹にて製せる圓筒形粗籠を用ふ、静岡縣下にありても明年二十年前後は専ら四斗樽を用ひたるものにして、今日と雖も夏橙の容器としては圓筒形粗籠を使用するものあるを見る。

最近に至りて各地共柑桶果の多量を出す地方にありては、容器の制定を必要とし、何れも杉、樅等の板を以て製したる小箱を用ふるに至れり、然れども之れ専ら温州蜜柑に對するものにして、夏橙其他之れに類せる大顆種に至つては、多く石油空箱を使用しつゝあり。今ま明治四十三年に於て調査したるものを列擧すれば大約次の如し。

和歌山縣農會調

一、容器の材料、杉板、

一、容器の形状及寸法、

第一號 長一尺六分、幅七寸六分、深五寸八分

第二號 長一尺二分、幅七寸二分、深五寸二分

底蓋及側は四分板襪は五分板とす、而して何れも仕揚げの厚さなり。

一、容器の裝飾 別に之を施せるものなし。

一、容器の商標 輸出業者一定のものを用ひずして各自任意の屋號的の文字を箱蓋に墨書するに止る。

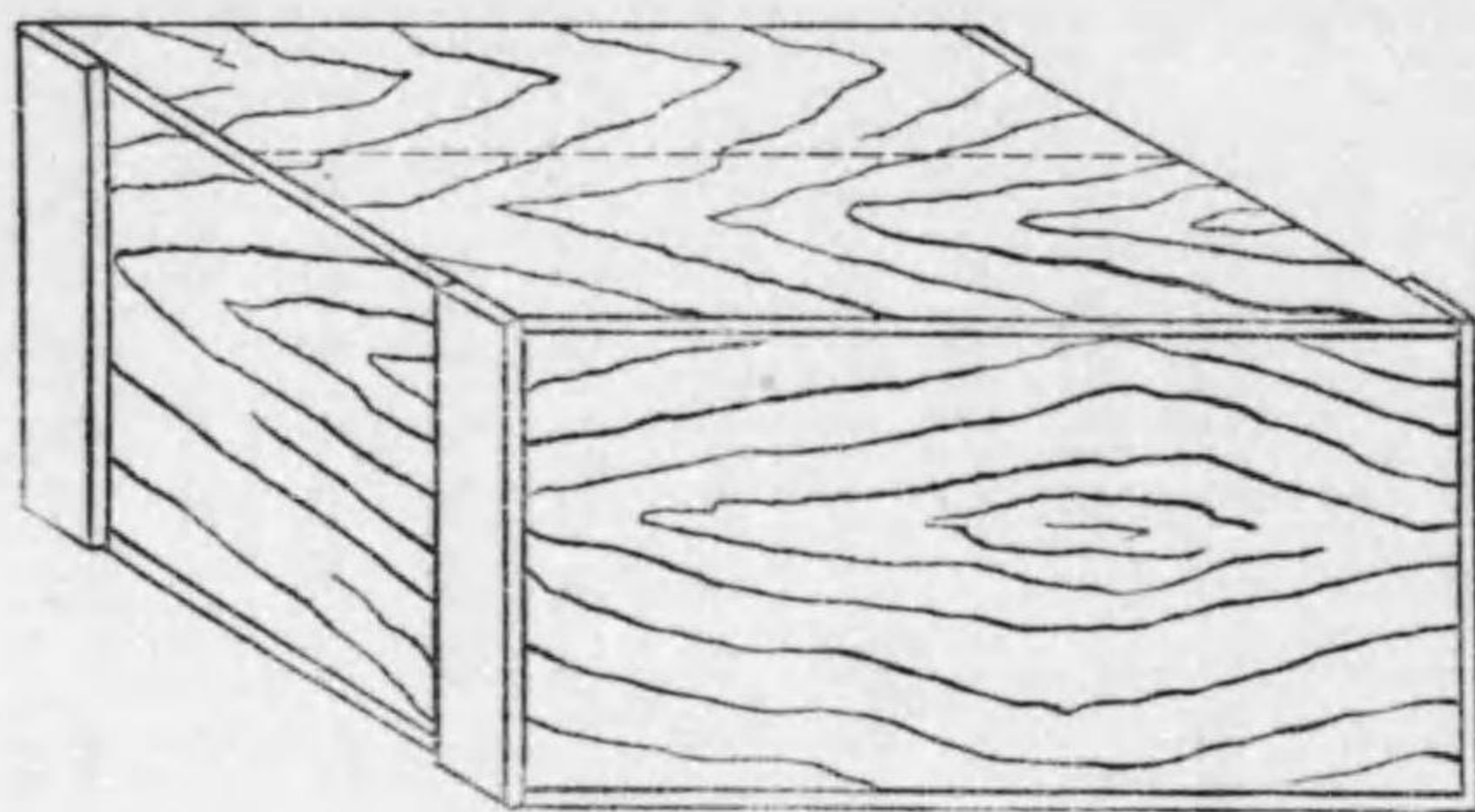
和歌山縣商業會議所調

一、容器の材料 杉板(六分)

一、容器の形状及寸法 深五寸五分、幅八寸、長一尺一寸。

一、容器に對する特別の裝置、箱の角へ箱の破損を防ぐ爲め圖の如く板片を當つること、又側面は果實の腐敗を防ぐ爲め、各一二分の間隙を設くること。

一、容器の裝飾及商標、蓋の上に墨版又は朱肉にて各自の屋號を記し、又は圖畫を描き、或は色彩美なるレッテルを貼付す。商標はレッテルに貼るか、



箱るた付打な片板

又は墨版にて捺す。

大阪商業會議所調

一、容器の材料 杉、松材(厚三四分)

一、容器の形状及寸法

温州蜜柑及金柑 高六寸、幅八寸二分、長一尺六寸

夏蜜柑 石油箱及圓筒形竹籠、十貫目を容る。

米國行温州蜜柑 石油箱風の特製箱にして中部に仕切あり。

一、容器の商標 箱の上に貼付す。

長崎商業會議所

石油箱を用ふ

更らに静岡縣にては明治四十四年五月縣柑橘聯合會を組織し、其定款を以て容器の寸法を次の如く制定せり。

容器の寸法(内法)

甲 縦九寸、横六寸八分、深四寸七分

乙 縦八寸二分、横六寸、深四寸二分

丙 縦一尺五分、横八寸、深五寸八分(内地函)

丁 縦一尺五寸七分、横八寸、深一尺一寸七分(石油函)

注意、右の中甲は米國及滿洲朝鮮向、乙は浦鹽向とし、内地向は甲乙丙丁何れを用ふるも差支なし、又當分の中俵入を使用することを得。又容器は海外より特殊の注文ありたる場合は、組合の認可を受け、之を變更することを得。

容器の材料 杉、松の類を以て製し、兩襖は正四分、其他は正三分板を用ふべきこと。

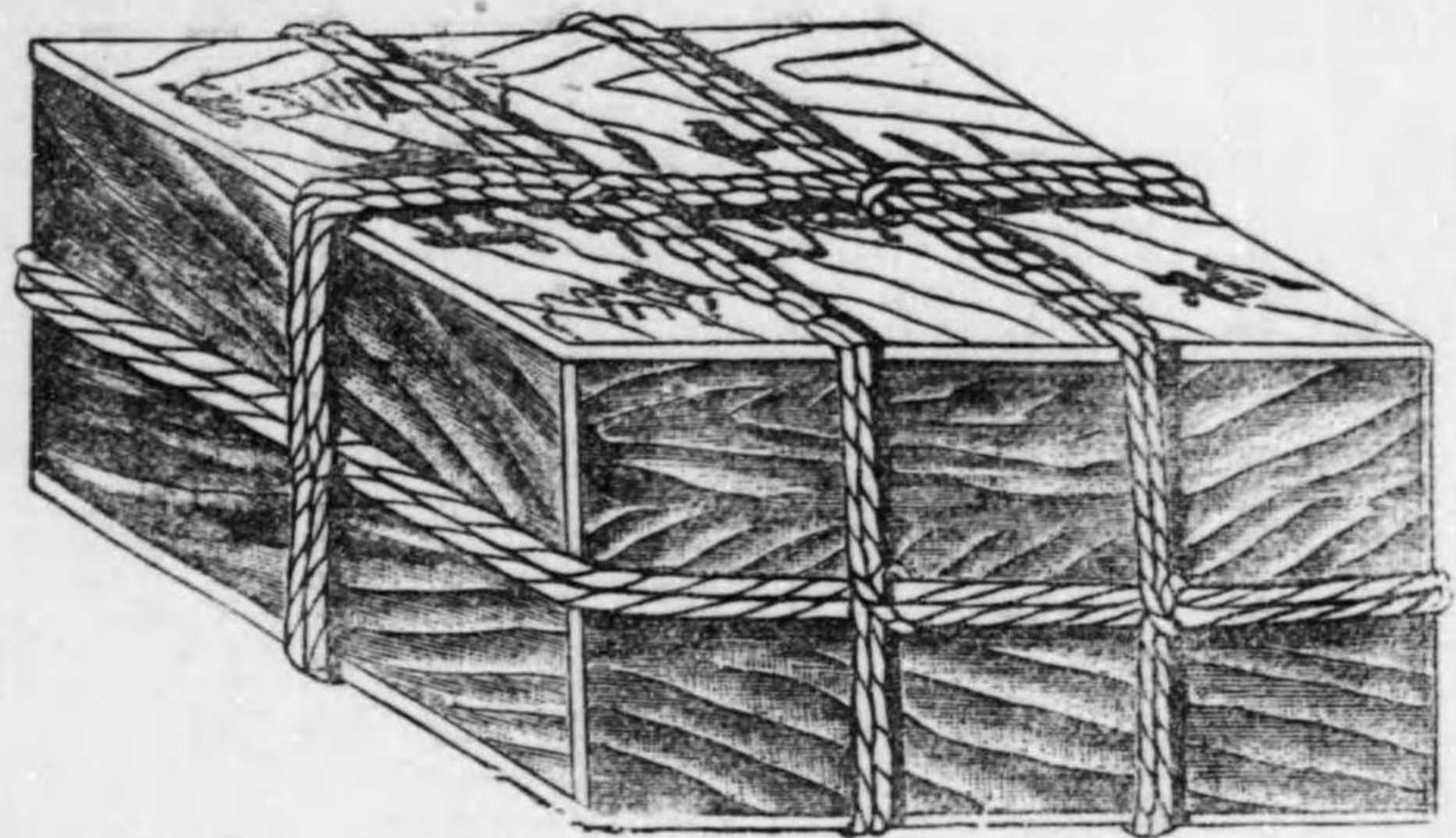
以上記載したるが如く、小なる我國に於て、各其産地を異にするに従ひ、箱の大きさを異にするは對外貿易上最も不都合にして、又最も不利益の業たらずんばある可からず。故に或る適當の大きさを制定し、我が全國栽培地をして、此れに依らしめざる可からず。

此時に當り、我が農商務省は省令を以て函の大きさ、及び板の厚薄を一定されたり、之れ誠に時宜に適したる方法なりと云はざる可からず。今ま左に之を記さん。

輸移出先 (長_(外) 幅_(内) 深_(内) 蓋 側 底 襖
 合衆國 二〇〇_R 九〇_分 四六_分 三_分 三_分 三_分 六_分
 英領加奈太 一、〇〇 六八 四七 三 三 三 四
 露領亞細亞 九〇 六〇 四三 三 三 三 三
 支那、朝鮮 一、〇二 七二 五二 三 三 三 四
 露領亞細亞 一、七二 八〇 一、一八 三 三 三 六
 支那、朝鮮
 温州蜜柑は其大きに由り、一箱三打、四打、及五打の三種に分ち荷造せば米國市場に於て高評を博す可しとの事なり而して静岡縣柑橘聯合會が採用し來れる小箱は之等の點より割出したるものなるべければ吾人は之れを標準とするの得策なるを主張せざるべからず、之れ此種の小蜜柑は何れも箱賣りなるが故に、内地市場にても、又海外市場に於ても、餘り大箱となすを欲せざるものなり。然れどもネーグロオレンジ夏橙の如く大顆なるものに至つては、何れも個數賣にて箱の儘賣するは、小賣店頭に於て極めて罕なる事なれば安價にして堅牢且つ運搬に便にして運賃安き程度のもを使用せざる可からず。我石油箱は此點より見て稍々良好

のものなるが如し、今ま之れに少しの改良を加へ、深さ一尺幅一尺長二尺の内法を有する箱とせば、其體よく、且つ製函上都合宜からん。
 函の形狀及大小はさる事ながら、其用材に至つては誠に寒心に堪へざるものあり、希くは今少しく良材を用ひ、美觀を添へしむるにあらざれば、我柑果の價値を失墜する事甚だ少からざるべし。
 左に參考として北米加州及びフロリダ州に於ける箱の寸法及形狀を記さん。
 フロリダ州に於けるオレンジ及文旦標準箱
 外法 高十二吋一—二 幅十二吋一—二 長二十六吋五—八
 内法 深十二吋 幅十二吋 長二十四吋七—八
 加州に於けるオレンジ標準箱
 高十一吋一—二 幅十一吋一—二 長二十六吋
 右の外尙は其半箱及び内部を仕切れる箱あるも其外部の大きに至つては何れも大差なきものなり。

内地箱の荷造

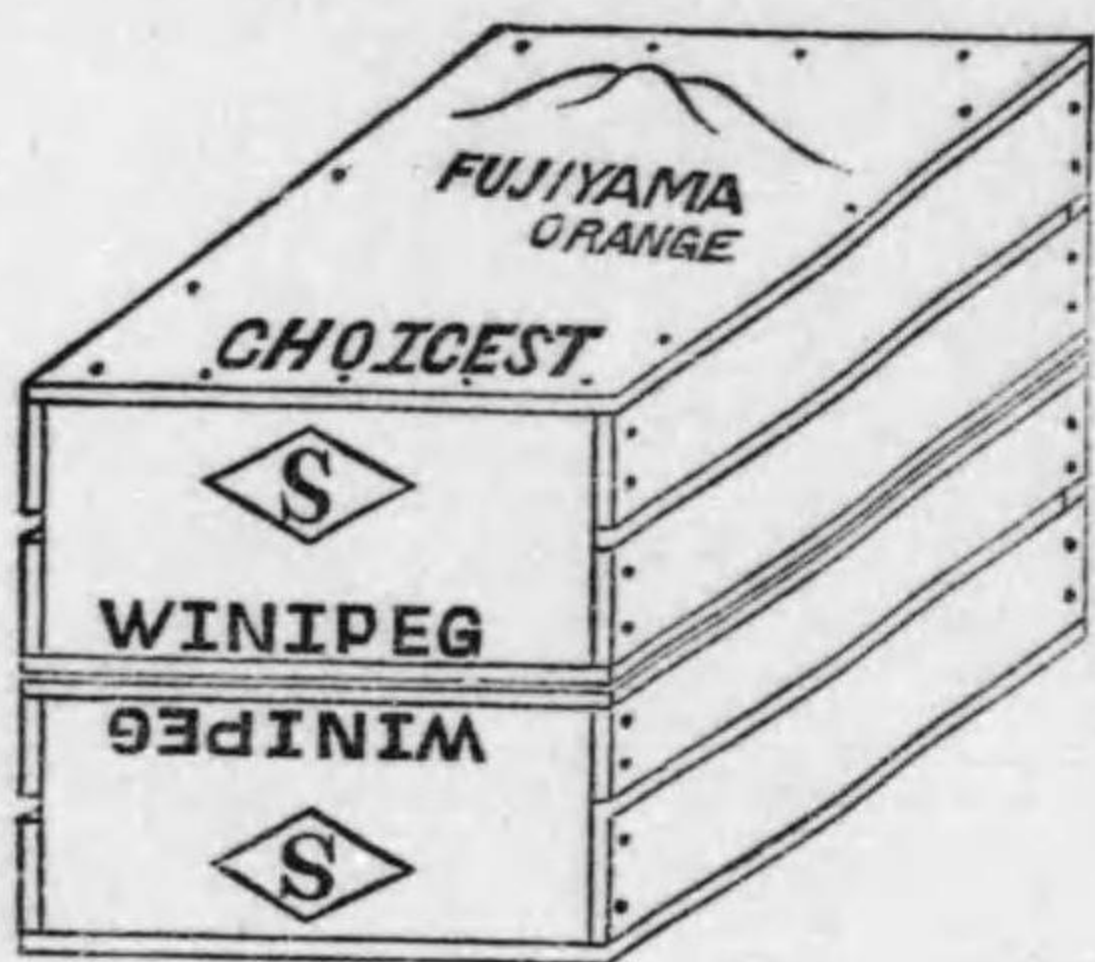


第三節 荷造

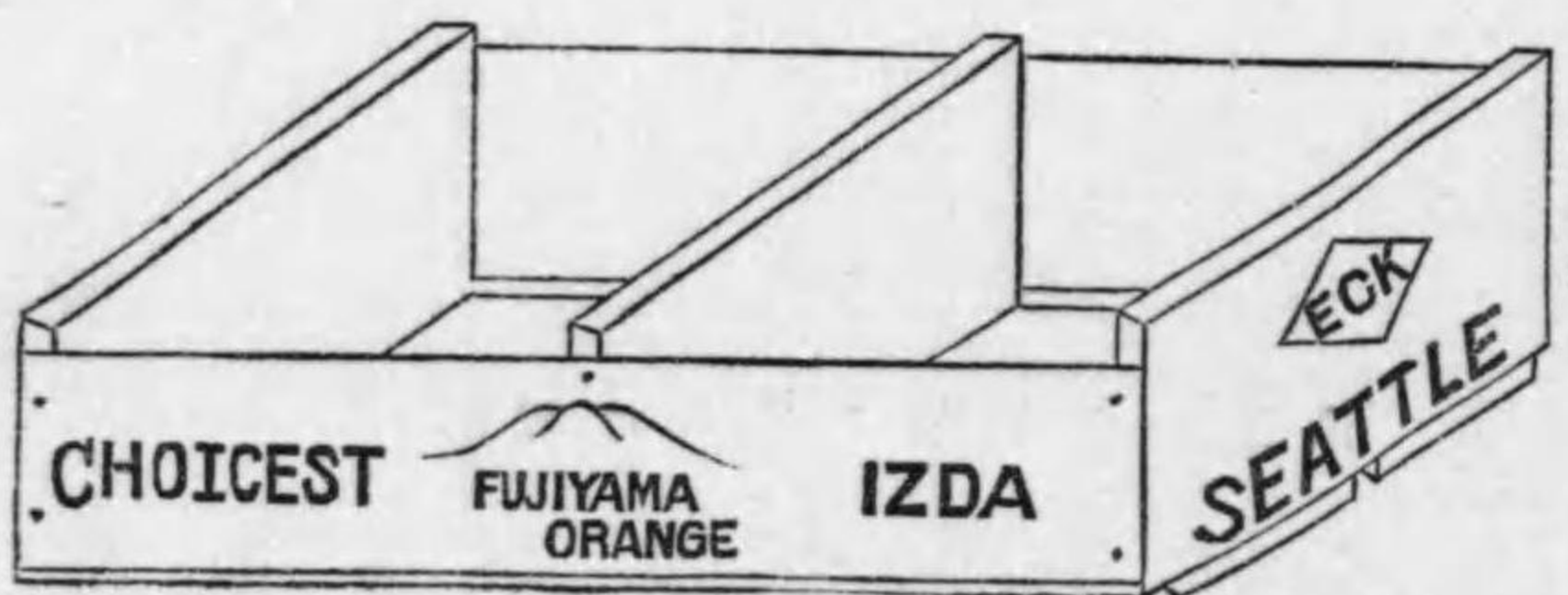
容器の撰擇充分なりと雖も、之が荷造の方法にして其當を得ざらんか、運搬中其果の腐敗萎凋を來さしめ、市價を低うし、信用を落し、豫想以上の大損失を招く事甚だ少しとせず、而してこは其地の距離を遠くするに從ひ、又中間經由地の氣候状態の不良なるに從ひ、益々緊要の事にして、我が温州蜜柑の如き、漸次其販路を擴張しつゝあるものに採りては、目今最も必要なる研究問題たらずんばある可からず。

然らば今日我が一般の荷造法如何と見るに、只だ採收したる果實を所定の荷造場若しくは仲買商人の所迄搬出し、此處にて前記の箱に三段若しくは四五段となし平詰又は車詰となす、平詰とは果實を水平

加奈太箱(二箱合せ)



合衆國箱



に置くものにして、車詰は即ち縦に並列するものなり、而して箱詰の都合上一箱内に於て此兩者を混用する場合あり。又此兩詰方は市場及消費者の意向により左右す可きものなるが故に、車詰を欲する市場に出さんとするものは、其最上部即ち蓋を取りて直ちに視觸する所を車詰とし、平詰を欲するものには、之れを平詰として出す様注意し居れり。

斯くして詰め終りたる時は蓋を釘付けし繩を以て圖の如く縦に十文字横に二條並列して結縛す。

繩掛は高さ二尺内外の臺上に於て



法造荷の桶柑るけ於に器盛

之れを行ふ、而して縦の側面は豫め、果實を詰込む以前に縛し置き、其他は此際一條の繩を以てす、熟練者の巧妙なる事到底筆紙の盡す所にあらず、一日の工程少くとも五百箱を結縛す。
又近來米國に輸出するものは其果實を悉くバラフィン紙に包みて箱詰し、加奈太行は二箱を合せて一括となし、更らに繩掛けするか、又は一度藁藁にて包み其上を繩掛けす。又浦港、大連等に輸出するものは、大抵四箱を合せて一括とし、米國行同様の包装をなす。一箱内果實の數量は從來區々にして一定せざりしも、米國市場に於て之れ

を非難するもの多きを加へしかば、今回静岡縣柑桶聯合會に於ては二打^ツ三打四打、五打容の三種に限定したり。

又荷造の際繩に代ふるに鐵板帶金を以てし、箱の兩端若しくは中央との三ヶ所に之れを施すものあり、之れ箱を堅牢ならしめ、其破損を防ぎ得ければなり。

臺灣に於ける柑桶の荷造法は區々にして一定せざるも、我が内地に於て最も多く見る所のものは籠詰としたるものなり、而して總督府園藝試驗場に於て試験したる成績によつて見る時は、總ての點に於て籠は箱よりも優良なる事を示し居れり、荷造方法其他は圖に示すが如きものなるが、今ま参考の爲め各容器の大きさ並に試験の成績を記せば次の如し。

一、容器の構造

	深サ	長サ	幅	口徑	底徑	備考
大箱	六寸	二尺五分	一尺三寸二分	—	—	縦六分板を使用す
小箱	七寸五分	一尺三寸八分	一尺一寸二分	—	—	同上
米籠	九寸	—	—	一尺五寸	一尺五寸	特に試験用として製作せしめたるなり

二重芭蕉籠 一尺五寸乃 一尺四寸 一尺四五寸 普通芭蕉籠を二ツ重
 芭蕉籠 至一尺六寸 ね合したるもの

二、試驗成績

	雪		柑		桶		柑	
	總額數	腐敗額數	總額數	腐敗額數	總額數	腐敗額數	總額數	腐敗額數
大箱	三六九	一三三	九〇	四〇	四〇	四〇	四〇	四〇
小箱	四五〇	二元	六、四	三	四、五	四、五	四、五	四、五
米籠	一三五〇	六九、五	四、八	三九、五	四、二	四、二	四、二	四、二
二重芭蕉籠	一七〇	五	三、二	一五〇	元	二、五	二、五	二、五

前表に於て見る如く二重芭蕉籠最も好成績を示し次に米籠、小箱、大箱の順序なり、桶柑小箱の大箱に比し悪結果を示したるは、其詰方に無理ありたるによるなるべく籠の好成績なりしは、空氣の流通宜しかりしと詰方に於て少しの無理あるも彈力性を帯ぶるを以て比較的影響する處少なかりしなるべし。箱類を用ふる場合は此種積荷の多數なる航路にありて底積となる虞ある時と積換等を度々行ふの必要ある航路を主とすべく、臺灣内地間の如き航路にありては籠の堅牢なるもの

を用ふるを得策なりとす。

尙ほ荷造に際し果實をパラフィン紙、新聞紙等にて包みたるもの、及び乾苔、藁等を以て填充したるもの等につき試験したるも何れも大差なく、經濟上其他の點より見て、臺灣内地間の如き近距離にありては、寧ろ裸果の儘詰込みたる方好成績なりしを見たり。

從來荷造場は園地を去る里餘乃至數里の地にして、其間何回となく甲より乙に移し果實の内容外貌を損傷せしむる事甚だ多く、爲めに果實の腐敗を早からしめし例頗る多きを見る、故に今後は可成的生産地の近接地に於て荷造し、箱詰となしたる後、他に搬出する様改良したきものなり。

著者は荷造上、其果實を其儘詰むると、間隙に填充物を入るゝの可否、及び箱の構成、藤包となすの可否、其他につき二三の卑見を述べんとするものなるも、幸にして和歌山縣及び靜岡縣に於て、既に之等につき試験せし成績あるを以て、其大要を記し、此間の消息を知らしめんと欲す。

蜜柑輸出荷造試驗成績

和歌山縣に於ける明治四十二年十一月十二兩月第二、第三回の蜜柑輸出荷造試験成績

蜜柑輸出荷造試験

目的 本試験は適當と考ふる數種の荷造法により蜜柑を輸出し其等荷造法の中孰が最も適せるやを檢せんとするにあり。

輸出先 北米合衆國、桑港、北米加奈陀、バンクーバー。

荷造地 和歌山縣有田郡箕島町大字北濱。

荷造期

第二回試験 桑港宛十月三十一日より三日間バンクーバー宛十一月五日より三日間

第三回試験 桑港宛バンクーバー宛各十一月十一日より八日間

輸出順路 荷造地より汽船にて神戸に運送し神戸に於て米國行の汽船に積込み其より横濱を経て一は布哇より桑港に至り一は直接バンクーバーに至る。

汽船

第二回試験 桑港行「アジア」號、バンクーバー行「エンプレス」號、オプチャイナ號

第三回試験 桑港行「コレア」號、バンクーバー行「モンテール」號

汽船内積込場所 各汽船共最上層の船倉内。

供試蜜柑 蜜柑は有田郡星尾、下中島、山田原及海草郡椒村産のものを使用せり。

選果の標準

- (一)瘡痂病に罹らざるもの
- (二)煤病菌の附着せざるもの
- (三)害蟲の存在せざるもの
- (四)果皮の損傷せざるもの
- (五)色澤の良好なるもの
- (六)成るべく大さの一定せざるもの。

調査 輸出先に於ける調査法左の如し。

第一回調査 蜜柑の到着後直に行ふ。

第二回調査 第一回調査の際各括(一括)は四箱を集めて繩にて結びたるものより中間なる一箱を選出し之を貯藏し置き更に一ヶ月を経て其間の腐敗數を調査す。

荷造より輸出先に於ける第二回調査に至る間の日數を詳記すれば左の如し。

	第二回試驗		第三回試驗	
	桑港	バンクーバー	桑港	バンクーバー
荷造地より神戸發まで	四日	五日	一日	三日
神戸發より輸出先に到達まで	二日	一日	一日	一日
輸出先到達より第一回調査まで	七日	八日	九日	一日
第一回調査より第二回調査まで	三日	三日	三日	三日
計	六三	五八	七二	六四

試験の種類、荷造に關し本試験を左の五種とす。

- 第一 紙包試験、
 - 第二 隙箱使用試験、
 - 第三 蓆包得失試験
 - 第四 箱の大きさに關する試験
 - 第五 蜜柑取扱の輸送上に及ぼす影響試験
- 試験の成績 前記各試験の設計と成績とを併せて順次左に記載せんとす。
- 第一 紙包試験

目的 本試験は蜜柑の荷造に際し一々紙を以て包み而して輸送中包紙の蜜柑に對する保護の効果を檢せんとするにあり。

包紙の種類 バラフィン紙、鉛紙

包紙の價格 バラフィン紙一連一圓九十錢、鉛紙同一圓二十錢、共に長さ二尺五寸二分、幅一尺六寸八分のもの五百枚を以て一連とす。

包紙の大きさ バラフィン紙及鉛紙共に一枚六つ切として使用す即ち六つ切一枚の大きさ八寸四分四方なり。

箱の種類 普通箱及隙箱

普通箱 普通箱は本縣に於て從來米國輸出に使用したる箱にして其大きさ内法長さ九寸三分、幅七寸、深さ四寸七分とす。

隙箱 本箱は普通箱と同大にして長側壁に沿ひ相對せる隅に於て幅五分の間隙一對を造りたるもの。

箱數 二回宛二箇所に輸出したる箱數左の如し、

紙にて蜜柑を包まざるもの四十八箱、内普通箱、隙箱、隙箱蓆包各々十六箱、バラフ

イン紙にて蜜柑を包みたるもの四十八箱同上鉛紙にて蜜柑を包みたるもの四十八箱同上

荷造 蜜柑を一々紙にて包み箱内にて動搖せざる様程能く一定の數量を詰め蓋を打ち貼紙を貼り記號を附し同様の紙にて包みたるもの四箱を集めて一括とし其上を繩にて結び又蓆包とするものに在りては箱四つを蓆にて包み其上を繩にて結び。

成績 明治四十二年度桑港宛二個輸出の結果左の如し(第一表)

	第一回調査		第二回調査	
	蜜柑總數	腐敗數 百分率	蜜柑總數	腐敗數 百分率
紙にて蜜柑を包まざるもの	一三〇	九一	七〇	一一〇
パラフィン紙にて包みたるもの	一四七	六六	一三三	二二
鉛紙にて包みたるもの	一五二	六六	一三三	二二

(備考)紙にて包まざるもの、蜜柑總數の少きは幾分大果なりしに因る又パラフィン紙にて包みたるもの、蜜柑總數の少きは輸送中箱の破損の爲め一箱の蜜柑紛失せしに因る、

次に同年度バンクーバー宛輸出の結果左の如し(第二表)

	第一回調査		第二回調査	
	蜜柑總數	腐敗數 百分率	蜜柑總數	腐敗數 百分率
紙にて蜜柑を包まざるもの	九六	二八	二二	二一
パラフィン紙にて包みたるもの	九四	三〇	二一	二一
鉛紙にて包みたるもの	九七	三〇	三一	二一

(備考)前表に於て蜜柑總數の著しく少きは紙にて包まざるもの九箱、パラフィン紙にて包みたるもの三箱及鉛紙にて包みたるもの六箱は孰も輸送中蜜柑の紛失せしに因り成績の正確を期せんが爲め更に「パラフィン」紙にて包みたるもの六箱及鉛紙にて包みたるもの三箱を除き調査したるに因る、

今前第一表及第二表を合算すれば左の如し(第三表)

	第一回調査		第二回調査	
	蜜柑總數	腐敗數 百分率	蜜柑總數	腐敗數 百分率
紙にて蜜柑を包まざるもの	三三八	二三	八五	二二
パラフィン紙にて包みたるもの	三九一	六五	三六	三六
鉛紙にて包みたるもの	二五七	二四	九	三三

更に二ヶ年間に於ける輸出試験の成績を挙げれば左の如し(第四表)

第一回調査

第二回調査

	蜜柑總數	腐敗數	百分率	蜜柑總數	腐敗數	百分率
紙にて蜜柑を包まざるもの	三五七	二六六	六八	九三	二五八	二八〇
パラフィン紙にて包みたるもの	三六二	五	二七	二〇九	五	五
鉛紙にて包みたるもの	二四七	一四〇	四〇	九三	六〇	六四

成績の概要 蜜柑の荷造に際し紙を以て果を包みたるもの、包まざるものに比し腐敗數少きは毎回の試験皆其成績を一にし極めて明瞭なり又紙包の種類に關してもパラフィン紙を以て包みたるものは鉛紙を以て包みたるものに比し概して一分乃至二分方腐敗率少きは又殆んど相一致せるを見る、次に腐敗蔓延の程度と包紙の効果とに關しては腐敗の蔓延大なるに従ひ包紙の効顯著大なり、今前諸表を通覽するに孰に於ても第二回調査に於ける腐敗率は第一回調査の其に比し著しく高きを見る、是れ時日を経たる爲め腐敗するもの次第に増加したるに因る、而も此二回の調査に於ける包紙の効果を比較するに、第二回の調査に方りては第一回調査に於けるよりも其効果著しく大なり、即ち二ヶ年間の成績第四表につきて見るに、第一回調査に於ては紙にて包まざるものはパラフィ

ン紙にて包みたるものに比し約二倍半、鉛紙にて包みたるものに比し約一倍半の腐敗率を示せり、然るに第二回調査に於て紙にて包まざるものはパラフィン紙にて包みたるものに比し約五倍半、鉛紙にて包みたるものに比し約四倍半の腐敗率を示し、包紙の腐敗蔓延豫防上著しき効果あることを示せり。

第二 隙箱使用試験

目的 本試験は箱の長側壁に於て各々幅五分の間隙を造り箱内の氣通を計るときは輸送上蜜柑に對し如何なる影響あるかを檢せんとするにあり。

箱の種類 普通箱、隙箱、

箱數 普通箱 四十八箱(内紙にて包まざるもの、パラフィン紙にて包みたるもの、鉛紙にて包みたるもの各々十六箱)

隙箱 四十八箱(同上)

荷造 第一試験に等し

成績

(二)輸送中種々の取扱に對する箱の強弱

明治四十二年度に於ける試験の結果左の如し(第一表)

箱の種類	箱の總數	箱の破損數	百分率
普通箱	四八	二	四、二
隙箱	四八	八	一六、七

(備考)前者に於て普通箱の破損せるもの二箱中一箱は大破損にて蓋板裂け蜜柑悉く洩出し空箱と爲れり他の一箱は小破損にして横板の釘抜けたるに止まり又隙箱の破損せるもの八箱中二箱は大破損を被り殘餘の六箱は小破損にして多くは蓋の釘抜け腹板割れたるものなり。

(二)蜜柑の腐敗

明治四十二年度桑港宛二回輸出の結果左の如し(第二表)

普通箱	第一回調査		第二回調査	
	蜜柑總數	腐敗數 百分率	蜜柑總數	腐敗數 百分率
普通箱	一四八一	八五 五、七	三五六	五 一、六
隙箱	一四三三	八五 六、〇	三五三	五三 一五、一
普通箱	二七五五	一七〇 六、二	三七〇	五八 一七、〇

同年度バンクーバー宛二回輸出の結果左の如し(第三表)

普通箱	第一回調査	第二回調査
蜜柑總數	二八三	二八三
腐敗數	二元	三元
百分率	二、五	三
隙箱	二八三	二八三
腐敗數	三元	三元
百分率	一、一	一、一

(備考)上表に於て蜜柑總數の著しく少きは輸送中に於て普通箱一箱、隙箱六箱孰れも蜜柑紛失したるに依り成績の正確を期せんが爲め更に普通箱四箱を除き調査したるに因る。

今前第二表及第三表を合算すれば左の如し(第四表)

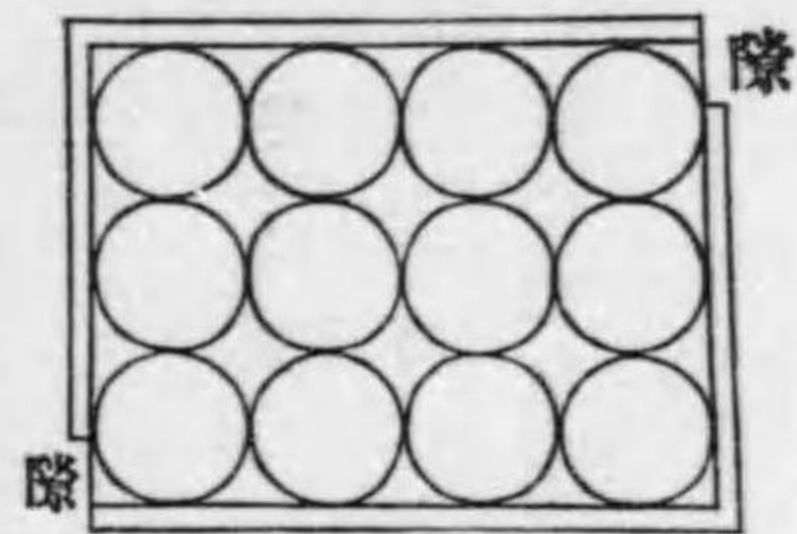
普通箱	第一回調査		第二回調査	
	蜜柑總數	腐敗數 百分率	蜜柑總數	腐敗數 百分率
普通箱	二七五五	一七〇 六、二	三七〇	五八 一七、〇
隙箱	二五九五	一一三 四、四	六六七	八四 一二、六
普通箱	五三〇〇	二八三 五、三	一〇三七	一四二 一三、七

更に二ヶ年間に於ける輸出試験の成績左の如し、

成績の概要 明治四十一年度に於て使用せる隙箱は隙を長側壁の中央に造りし爲め甚だ脆弱にして其破損率普通箱の零に對し隙箱三割三分の多きに達せり

之に加ふるに蜜柑を三段に詰めし結果中段の蜜柑にして此隙に接せるものは

間隙を塞ぎ氣通を悪しからしめたるのみならず、間隙より幾分押出され果皮を損せしものもあり、因て通氣の蜜柑腐敗に及ぼす影響を充分に知る事能はざりき、本年度に於ては此箱の缺點を補はんが爲め箱の長側壁に沿ひ相對せる隅に於て一對の間隙を造れり斯の如くする時は蜜柑によりて間隙を塞がる、虞少く、尙ほ果皮を損せざるのみならず、隙を中央に設くるよりも遙に箱を堅固ならしむることを得ればなり、本年の成績に依りて見れば普通箱の破損率約四分に對し隙箱は約一割六分にして四倍に當れり、斯の如く改良によりて破損の程度を輕減し得たりと雖も、未だ普通箱に比し脆弱にして此儘にては到底輸出上使用し難し。



改良隙箱横断面

氣通の蜜柑に及ぼす影響に就きては桑港及バンクーパー輸送の者其腐敗率は第一回調査と第二回調査とに於て全く相反せるのみならず、桑港第一回及第二回の結果はバンクーパー第一回及第二回調査の結果と夫夫反對せり、尙ほ双方の成績を合算して考ふるも第一回調査と第二回調査とに

於て其腐敗率全く相反せるを見る、更に二箇年間の成績第五表に就きて見るに普通箱は隙箱に比し稍々腐敗率高しと雖も、其差たるや極めて僅少にして、第一回調査に於て二厘第二回調査に於て二分五厘の差あるに過ぎず、要するに本試験の結果隙箱の脆弱なることに就きては明瞭なる成績を得たりと雖も、氣通の蜜柑腐敗に及ぼす影響に關しては成績相一致せざるものありて明ならず、尙ほ試験を重ねて研究せんとす。

第三 簾包得失試験

目的 本試験は隙箱使用の場合に於て其外圍を簾を以て包むの得失を檢查せんとするにあり。

箱の種類 隙箱

箱數 簾に包まざるもの四十八箱(内蜜柑を紙にて包まざるもの、パラフィン紙にて包みたるもの鉛紙にて包みたるもの各十六箱)
荷造 第一試験に等し。

成績

(一)輸送中種々の取扱に對する包蓆の効果

明治四十二年度に於ける試験の結果左の如し(第一表)

包装	箱の總數	箱の破損數	百分率
蓆にて包まざるもの	四八	八	一六、七
蓆にて包みたるもの	四八	二	四、二

(備考)前表に於て蓆にて包まざるもの、破損八箱中二箱は大破損にして殘六箱は小破損なりとす又蓆にて包みたるもの破損二箱は共に小破損なり。

更に二箇年間に於ける試験の結果を擧ぐれば左の如し(第二表)

包装	箱の總數	箱の破損數	百分率
蓆にて包まざるもの	七二	一六	二二、二
蓆にて包みたるもの	七二	二	二、八

(二)蜜柑の腐敗數

明治四十二年度桑港宛二回輸出の結果左の如し(第三表)

包装	第一回調査		第二回調査	
	蜜柑總數	腐敗數 百分率	蜜柑總數	腐敗數 百分率
蓆にて包まざるもの	二四二	八五 三、五	三三三	五五 一五、一
蓆にて包みたるもの	二四三	八五 三、五	三五八	四七 一三、一

同年度バンクーバー宛二回輸出の結果左の如し(第四表)

包装	第一回調査		第二回調査	
	蜜柑總數	腐敗數 百分率	蜜柑總數	腐敗數 百分率
蓆にて包まざるもの	六三三	二九 四、七	三三三	三三 九、八
蓆にて包みたるもの	六三三	二 一、八	三三三	七三 二二、二

(備考)上表に於て蜜柑總數の著しく少きは蓆にて包まざるもの六箱及蓆にて包みたるもの十一箱孰れも途中に於て蜜柑粉失したるに因り成績の正確を期せんが爲め更に蓆にて包まざるもの八箱及蓆にて包みたるもの三箱合せて十一箱を除き調査せしに因る。

今前記第三表及第四表を合算すれば左の如し(第五表)

包装	第一回調査		第二回調査	
	蜜柑總數	腐敗數 百分率	蜜柑總數	腐敗數 百分率
蓆にて包まざるもの	一〇七六	一一 五、六	六六七	八 一、二
蓆にて包みたるもの	一〇七〇	六六 四、七	五九二	一四〇 二三、八

更らに二箇年間に於ける輸出試験の成績を擧ぐれば左の如し(第六表)

包裝	第一回調査		第二回調査	
	蜜柑總數	腐敗數 百分率	蜜柑總數	腐敗數 百分率
蓆にて包まざるもの	一七六	三六	二二二	一〇
蓆にて包みたるもの	三二六	一七	三三二	三六

成績の概要 包裝の箱に對する保護につきては數字の示す所明に其効果を認むることを得、即ち明治四十二年度の成績(第一表)に就きて見るときは蓆にて包まざる隙箱の破損約一割六分なるに對し、蓆にて包みたるもの破損は僅に四分餘にして前者の四分の一に當れり、又二ヶ年間の成績(第二表)に就きて見る時は一層著しく、蓆にて包まざるもの破損約二割二分なるに對し、蓆にて包みたるもの破損は僅に三分弱に過ぎずして前者の八分の一に當れり、是れ明に包蓆の箱に對する保護の効果を證明せるものと謂ふべし。

蓆包の蜜柑に及ぼす影響につきては第四表備考に記載せしが如く、バンクーバーに輸出したるもの途中にて過半の蜜柑を紛失したるため詳細なる成績を得る能はざりしは大に遺憾とする所なり、尙ほ桑港輸出の第二回、第三回試験成績

及第四表と第五表とに於て第一回調査と第二回調査と其成績相一致せず、要するに本試験の結果包蓆の箱に對する保護の効果に就きては明瞭なる成績を得たりと雖も、蓆包の蜜柑に及ぼす影響に就きては前試験同様其成績相一致せずして尙ほ試験を重ねて研究せんとす。

第四 箱の大小に關する試験

目的 本試験は左の二種の箱に就き輸出荷造上孰か適當なるかを知らんとするに在り。

箱の種類 普通箱内法長さ九寸三分、幅七寸、深さ四寸七分、

田舎箱同長さ一尺四分、

幅七寸九分、深さ五寸四分、

箱數 普通箱、田舎箱各十六箱、

荷造 蜜柑は包紙にて包まずして荷造す其他第一試験に等し、

成績

(一) 箱の強弱、

明治四十二年度に於ける成績左の如し(第一表)

箱の種類	箱の總數	箱の破損數	百分率
普通箱	一六	一	一
田舎箱	一六	五	三二、三

(備考)右田舎箱の破損五箱の内一箱は大破損他の四箱は小破損にして釘抜又は板割れに止まれり

(二)蜜柑の腐敗

明治四十二年度桑港宛二回輸出の結果左の如し(第二表)

普通箱	第一回調査		第二回調査	
	蜜柑總數	腐敗數	蜜柑總數	腐敗數
田舎箱	四五七	三〇	二一〇	三〇
普通箱	六三	四	一八六	二二

同年度バンクーバー宛二回輸出の結果左の如し(第三表)

普通箱	第一回調査		第二回調査	
	蜜柑總數	腐敗數	蜜柑總數	腐敗數
田舎箱	五三	三	一七	一〇
普通箱	八七	三三	二〇八	六

今第二表第三表を合算すれば左の如し(第四表)

普通箱	第一回調査		第二回調査	
	蜜柑總數	腐敗數	蜜柑總數	腐敗數
田舎箱	六九	三	三三	一〇
普通箱	一四三	六六	二八四	一八

成績の概要 田舎箱は普通箱に比し長さ幅及深さ共に大なること前既に記せるが如し、而して双方共同様なる板を以て造らるゝが故に、田舎箱は普通箱に比し幾分脆弱ならざる可からず、是れ箱板の一定面積に及ぼす内容物の壓力は普通箱よりも田舎箱に大なるが故なり、而して脆弱の程度に關しては、第一表に示せるが如く普通箱の破損全くなきに對し、田舎箱に三割一分餘の破損を示し、明に箱の弱きことを示せり。

蜜柑の腐敗に關しては桑港及バンクーバーの成績相一致し、田舎箱は普通箱に比し著しく腐敗數多くして普通箱に劣るの成績を得たり、尙ほ試験を重ねて正確を期せんとす。

第五 蜜柑取扱の輸送上に及ぼす影響試験

目的 本試験は蜜柑の採取より荷造に至るまで其取扱を普通にしたるものと、丁

寧にしたるものと同様の事情の下に輸送し、以て果の取扱が輸送上如何に影響するかを検せんとするにあり。

箱の種類 普通箱

箱數 取扱普通選果の際損傷果實を除去せざるもの(甲)、取扱普通選果の標準に従ひ選果せるもの(乙)、取扱丁寧選果の標準に従ひ選果せるもの(丙)、各々十六箱
荷造 蜜柑は紙にて包むことなく荷造す其他第一試験に等し、
成績

明治四十二年度桑港宛二回輸出の結果左の如し(第一表)

	第一回調査			第二回調査		
	蜜柑總數	腐敗數	百分率	蜜柑總數	腐敗數	百分率
甲	五二	一三	二五	七二	六	八
乙	四七	三	六	一〇	三	三〇
丙	四六	九	一九	三三	三	九
同年度バンクーバー宛二回輸出の結果左の如し(第二表)						
	蜜柑總數	腐敗數	百分率	蜜柑總數	腐敗數	百分率
第一回調査	五二	一三	二五	七二	六	八
第二回調査	四七	三	六	一〇	三	三〇

	第一回調査			第二回調査		
	蜜柑總數	腐敗數	百分率	蜜柑總數	腐敗數	百分率
甲	一〇〇	五七	五七	一五	八	五三
乙	九七	四	四	七	〇	〇
丙	九七	九	九	一五	五	三三

今前第一表及第二表を合算すれば左の如し(第三表)

成績の概要 蜜柑取扱の輸送上に及ぼす影響は桑港及バンクーバーに於ける毎回の試験成績略相一致せるのみならず、兩所に於ける二回試験の結果、第一表及第二表も亦殆んど一致し、輸出品實に對して特に取扱を丁寧にし、且つ選果を嚴重に行ふべきを示せり、即ち第三表に就きて見るに、取扱普通にして損傷果實を除かざりしもの(甲)は其腐敗五割一分餘、取扱普通にして充分選果したるもの(乙)は四分餘、又取扱丁寧にして充分選果したるもの(丙)は一分にして、前者に比し著

しき相違あり、要するに蜜柑取扱の丁寧なること、及選果を嚴重に行ふことは腐敗蜜柑を少からしむるに於て著しき影響あり、共に蜜柑輸出荷造上特に注意せざる可からざることとす。

荷造法試験

静岡縣農會

荷造法	三月 開		四月 日	
	保存個數	腐敗個數	保存個數	腐敗個數
一、普通の荷造を爲したるもの	七一	七	四七	二九
二、禾本科の柔き乾草を以て各果間を填充せるもの	五八	一〇	五六	一八
三、糠殻を以て各果間を填充せるもの	一六	二四	二四	一五
四、新聞紙を以て各果を包みたるもの	三二	七	三八	三
五、蠟紙を以て各果を包みたるもの	五五	五	四九	一〇
六、箱の周圍に新聞紙を入れたるもの	五九	一六	三六	三八

右の成績を按ずるに腐敗果の漿液の爲め二の如きは乾草に濕氣を與へ、爲めに醗酵を來したるもの、如く、三も亦た稍其傾向あると糠殻が果皮を損傷せる疑あり、六は空氣の疎通を妨げ却て不可なりし、保存の状態より見る時は五最も宜く四是

に亞けり、之れ蓋し包紙の爲め腐敗果の影響を他に及さざるに因るなるべし。

輸送試験

静岡縣農會

十二月七日左記の設計に基き荷造したるものを、盛岡高等農林學校及札幌農學校に送り試験を依頼したるに其報告成績左記の如し。

第一號 フォーマリンを以て消毒し紙包となし各果間を乾草にて填充したるもの。

第二號 紙包となしたるもの。

第三號 紙包となし各果間を乾草にて填充したるもの。

第四號 糠殻を以て各果間を填充したるもの。

第五號 普通荷造法によりたるもの(比較参考)

盛岡高等農林學校報告(抜摘)

第一號 十二月二十八日到着翌二十九日第一回の調査を行ひたるに、果數三十七個あり、各果面には暗褐色にして形狀不規則なる凹斑點ありて外觀五箱中最も劣れり、而して他箱のものに之れなきより見る時は、之れ全くフォーマリンの被

害なるべし、又各果間に填充したる乾草中稍硬きものあるのみならず、短切しあるを以て果面を損傷せるものあり。

第一回調査後翌年一月五日迄は教室内に置きたるも、寒氣強くして各箱共二三の凍果を生じたるが故に、同日温室に移す、温室は溫度最高六十五度最低四十度なり。温室に移したる後は果面より蒸散する水蒸氣の爲めに包紙濕潤となりたるのみならず、乾草又濕り白色の黴を生じて腐敗し惡臭を放つに至り、果實の腐敗を促す事甚しく、果實はフォーマリン及び乾草等に損害されたる所に黴を生じ、漸次擴張腐敗す、第八回の調査に際しては三十七個中僅に十一個の健果を残したるのみ、而して二月十六日他の豫備箱を検査したるに、三十三個中僅に一個の健全果を存せしに過ぎず。

第二號 果數五十五個あり、稍押されたるものあるも概して當りを生ずるもの少く、又果面に傷を生じたるものなし、然れど第一回調査の時既に三個の腐敗果を見たり。其後第一と等しく温室に移したる後は包紙に濕氣を帯び來れるも漸次乾燥したり、全體にて十五個腐敗したるも、残りの四十四個は外皮乾きたるの

みにして毫も外觀を損せず成績最も良好なりき。第一と等しく豫備箱を開きたるに前記と同様の成績にて四十五個中僅に五個の腐敗果ありたるのみ、又包紙の爲め他に傳染する患なく、四十個の健全なるものは外觀美にして、味又變化なかりき。

第三號 果數三十四個にして第一回調査の際は第一の如く果面に汚點を有せず、且各果間には乾草填充しあると個數少きとにより、押されて不正形となれるものなく、外觀五箱中最も良好なりき。然れども第一の如く乾草の爲め果面傷けるもの三個あり、温室に移したる後は第一と等しく包紙濕り乾草腐敗したるもフォーマリンの果面を害せるものなきを以て、第一の如く甚たしからざるも腐敗するもの多く三十四個中十八個腐敗したり、其成績は第二に亞げり。豫備箱を開きたるに前記の状態と少しも變る所なかりき。

第四號 果數三十九個にして粗殼は多少箱の一方に集り果實も亦一方に集り、果實と果實及び果實と箱と當り、其間少許の粗殼挾りて果面を傷けたるものあり、數回の調査に於て粗殼の形を印せし部より腐敗するもの多く三十九個中二十

六個に及び腐敗の割合最も多かりしも、一般の成績より見る時は第三位に居れり。豫備箱を開きたるに同じく果實は一方に集り、三十八個中三十個の腐敗額を見たり、其成績は普通荷造に劣れり。

第五號 果數六十二個にして其詰方密なるが爲め何れも形狀不正にして多角形をなす、且つ果梗の切口他果に當り其部を傷害し居れり、數回の調査に於て當傷の部分より漸次腐敗するもの多く、六十二個中三十五個腐敗せり、則ち腐敗果の數に於ては第三位なるも荷造法としては最劣等なるが如し。

以上調査の概説を表示する時は大約次の如し。

第	同 一 第	數回調査
四月一日	廿九年十二月廿九日	日月査調
許尤も氷りたるもの三個	氷りたるもの三個あり	第一號 フオルマーリンの上紙包に草となして詰たるもの
許りたるもの五個	氷りたるもの五個あり	第二號 紙包となしたるもの
許りたるもの五個	氷りたるもの五個あり	第三號 紙包となし詰めたるもの
許りたるもの五個	氷りたるもの五個あり	第四號 糶殻にて詰めたるもの
許りたるもの五個	氷りたるもの五個あり	第五號 普通荷造のもの

回 二	回 三 第	回 四 第	回 五 第	回 六 第
日(五日)に移す	一月九日	一月十九日	一月廿六日	二月二日
のは充分に分からず他箱も皆同じ	異常なし	二個に生乾草の爲めに箱中の乾草は白き氣を帯び來り	十個の爲めに害されたる部より腐敗したるもの八個あり	八個の内五ヶはフオルマーリンの害部より三個は氷りたるが爲めなるとか判明せず
	同上	三個の内氷りたるもの二ヶは腐敗したるものな	一個の部より果梗腐る	三個の部より氷りたるが爲めか
	同上	一個の部より腐敗したるもの	五個の部より腐敗したるもの三ヶあり	五個の部より腐敗したるもの二ヶあり
	同上	異常なし	七個の部より腐敗したるもの三ヶあり	十個の部より腐敗したるもの五ヶあり
	同上	二個の部より腐敗したるもの	八個の部より腐敗したるもの	十四個の部より腐敗したるもの

	第七回 二月 十四日	第八回 二月 十六日	合計
	四・個 當りより二 個の傷より二個	二・個	二十六個 百分中六十五
	五・個 押せて當り したるものなるべ	三・個	十五個 百分中二十九
	三・個 傷より二當 りより一	四・個	十八個 百分中五十三
	六・個 粗殼の當り より	三・個	二十六個 百分中三十七
	八・個 當りより	三・個	三十五個 百分中六十三

札幌農學校報告(抜摘)

現品は十二月二十四日午後到着、同日午前九時普通箱及他の二箱を開き檢したるに左の状態をなせり。

第五號 開箱の際果實の外部に薄氷を被れり、蓋し運輸中に凍結したるものならん、然れども其凍結は内部に及ぼさず、着後は暖爐ある室内に荷造の儘十數時間放置したるを以て少しく融解したる状を示せり、而して箱中の果實は相互壓迫を受けたる部分は變形を呈したり、總果數六十七にして第一號第三號に比すれ

ば、小形にして品位劣等なり。

第一號 總果數三十一にして外部に水分を帶ぶ外異常なし、但し包裝及空間を切草にて填充しあるを以て、普通荷造の如く凍結せざりしものなり、果實の状態は第五號に優るも第三號に劣れり。

第三號 第一號に同じ、總果數三十二、本品は第一號、第五號に比すれば果實善良なり。

貯藏室は厚さ一尺の石造にして、石壁と内部木造との間に粗殼を填充し、屋根も亦た厚さ一尺の石造にして、天井裏に厚さ五寸餘の粗殼を以て防寒をなせり、室内の温度は極寒に至れば往々氷點以下に降る事あるを以て、十二月中旬より二月下旬迄は火力を用ひて常に氷點以上の温度を保持するを勉めたり、然れども夜間寒氣甚たしき場合には火力の盛衰により數時間氷點以下に降りし事往々ありしも實驗に徴すれば華氏二十四五度に下降するも、其時間短き時は決して凍結することなし、蓋し果實中に温度を包含するに困る。

試験の成績は左表の如し。

第五號

検査月日	完全果數	腐敗果數	備	考
一月二日	六七		異狀なし 壓迫を受けたる部分變色を呈したり 前に同じ 壓迫の部分に腐點を生じたるもの四顆	
同 九日	六七			
同 十六日	六七			
同 廿三日	六七			
同 三十日	五六	一一		
二月七日	三八	一八		
同 十四日	二七	一一		
同 廿一日	一一	一六		
同 廿八日	一六	一五		
三月七日	三六	三三		
同 十四日	三	三		
一月二日	三一		異狀なし	

第一號

同 十九日	三一		同
同 廿六日	三一		同
同 卅三日	三一		同
二月七日	三一		柔軟となり皮肉離れたるが如き感あるもの六
同 十四日	三〇	一	前同斷の結果を顯したるもの更に六
同 廿一日	三〇		皮肉共に柔軟となり腐敗に近きしもの更に一
同 廿八日	二五	五	前同斷のもの更に四
同 卅五日	一九	六	完全果中微に腐點を認むるもの四
三月七日	一三	六	前同斷のもの更に五
同 十四日	九	五	皮肉柔軟となりたるもの三但し腐點を認ず

第三號

一月二日	三二		異狀なし
同 九日	三二		同
同 十六日	三二		同
同 廿三日	三二		皮肉離れたるが如き感あるもの三
同 卅日	三二		前同斷のもの更に四
二月七日	三二		前同斷のもの更に一
同 十四日	二九	三	

同十四日	二九	一	微に腐點を生じたるもの八柔軟となりたるもの四
同廿一日	二〇	九	柔軟となり皮肉離れたるが如き感あるもの六
同廿八日	一七	三	微に腐點を顯したるもの三
三月七日	一二	五	前同断のもの四
同十四日	七	五	微に腐點を顯したるもの二、他は皆な柔軟となれり

以上の成績を以て考ふるに、第一號第三號共に大差なきを認む、而して獨り第五號に至りては、荷造法の不完全なるを證明するに足る、次に豫備の二箱を三月十四日開檢したる結果左の如し。

記號	總果數	腐敗果數	健全果數	備考
第一號	三三	二七		第一號第三號共に腐敗したるものは皆な微を生じ白毛を生出したるものあり甚だしきものは果實潰れ腐水外部に浸出し包紙及切草を濡し他果に及し腐敗を速ならしむるものと如し
第三號	三四	三三		

健全果中腐敗果實の影響を被らざるもの唯に一顆あるのみ、他は皆包紙を腐敗せしめて微を生せしも果實は害を被らず。
尙ほ静岡縣農事試験場は、庵原郡柑橘同業組合に依托し浦鹽及び大連に向け輸出

荷造試験をなしたるものあるも、其成績前者と大差なきを以て之を省略に附せり。

第四節 市場

凡そ何れの生産物を販賣するに論なく、最も高價に販賣し、最も多量の利益を獲得せんと欲せば、常に市場の需要供給に注意するは勿論之れと同時に其市場に於ける嗜好状態文野の程度等につき深き觀察と研究を要す可きや切ならざるべからず。

之れ獨り果實の品位に於て然るのみならず、其詰方箱の大きさ及び形狀裝飾の如何等又大に留意するの必要なからざるべからず。

我が柑橘の大なる需要地は、東京大阪京都及び横濱神戸を始めとし、内地各所に散在せる都會地并に東北北海道の如き柑橘の生産し能はざる地方なりとす而して之等の中最も優品を欲し、且つ其價格高價なるは東京横濱及神戸長崎等の諸市なるべし、東北々海道と雖も近來年一年其嗜好は上進し、價格の高低に關らず優品を得んと欲しつゝあるものゝ如し。

我が温州蜜柑の海外市場は北米加奈太及び合衆國に於てバンクーバー、ピクトリア、シヤトル、エドモンドを主なるものとし、東洋諸邦にては浦鹽、斯德、浴賓、奉天、寬城子、大連、長春、大邱府、京城、南大門、木浦、釜山を主要地とす、而して其他は大抵上記の地より再び輸送撒布するものなり、然れども之れ現時に於ける狀況にして將來何れの邊まで發展し得可きものなるや未だ俄に測り知る事能はざるものなり。

近年大英國及び露本國に向け試験的に輸送販賣するものあるも、運送の爲め多數の日子と巨大の費用を要し、途中に於て腐敗又は乾固するもの多きが故に、未だ營利的事業として認識するの域に達せざるも、將來西比利亞鐵道の完備するに従ひ新販路として有力なるものゝ一に數へらるゝに至るやも知るべからず。

北米合衆國、加奈太及び其他の文明國に於ては、大抵輸入果物及苗木種子等につき嚴重なる検査をなし、病害蟲の附着其他危險の恐れあるものは、之れが上陸を許可せざるが故に、よし市場に於て之を八ヶ間敷く云はずとするも、絶對に輸出する事能はざるものとす。故に之等の國に向つて輸出するには豫め本國に於て荷造り前に嚴密なる検査を行ひ、苟も病害蟲の附着せるが如きものは、斷じて輸出せざる

様なきはる可からず。

第五節 販賣法

販賣の方法は地方により之れを異にし、種々ありと雖も大別する時は左の四種となる可し。

- 一、立樹の儘賣却するもの。
 - 二、採收の上園地又は自家にて賣却するもの。
 - 三、採收の上仲買商の店舗に運搬し賣却するもの。
 - 四、採收荷造して直接市場に賣捌するもの。
- 而して右は何れも各個人が思ひ思ひに行ふものなるも、第四の方法に至つては時に産業組合法に則り、一の販賣組合を組織し、一部落若くは一町村を一纏とし、同一の商標同一の荷造法により、販賣するものなきに非ず。
- 販賣法中、立樹賣と稱し、園地の儘賣却するが如きは最も原始的方法にして、決して善良なるものと見做す事能はず、立樹賣に依て受くる栽培家の弱點及び損失は、

第一採收の際其樹を損傷せしむる事則ち商人は自己の勞作の功程大ならん事を欲し而して又他意なきが故に往々にして枝梢を裂き又は切却す此爲めに樹勢を害し次年の結果を損する事甚少しとせず第二商人は相場の変動其他自己の不利益と認むる時は果實を採收する事なく何時迄でも樹上に存置す此爲めに樹は多量の養分を消費し衰弱する事甚だしく翌年の結果力を阻害する事大なるものあり第三取引不確實なる事則ち立樹賣は何れも内金と稱し賣買の約成りたる全時價の一二割を渡し置き殘金は果實採取の時若しくは夫れ以後に於て支拂ふ習慣なり故に不道德なる商人は相場の変動又は見積數の相違等より往々にして損失を招きたる時言を左右にして殘金の支拂ひをなさざる事なきに非ず其他不知不識の間に栽培家の被りつゝある損失甚だ大なるものなれば現時尙ほ此の習慣ある地方にありては此際斷然之を廢止し爾他の適當なる方法に依り販賣する様改良せざる可からず。

而して第二以下の方法に至つては其利益と効果は何れも大同小異なる可しと雖も前章に於て既に述べたるが如く果實は如何に丁寧に取り扱ふと雖も屢々容器を

代へ又は其儘車の如き動搖甚だしきものを以て運搬する時は其後に於て腐敗を早め品質を損し市場の聲價を墜すものなれば可成的園地若しくは其附近に於て適當の場所を撰び荷造するを良しとす而して之等の作業は各個人に於て行ふを妨げずとするも而も商品としての位置高まり其販路擴張せらるゝに従ひ大なる信用を必要とするものなるが故に一郡又は一縣を通じて同一の撰別及び荷造法により一組合若しくは一團體の名稱により確實なる取引をなす事必要なるべし。乃ち内地市場にありては各個人の名により取引して自己の信用を得ば即ち可なるが如しとするも之を海外に於ける大市場に見る時は如何和歌山産と云ひ静岡産と云ふが如く少くとも其單位を一縣以上に採る可し否な進んでは何れを以てしても日本蜜柑なる名稱の下に置き同一視せらるゝ事なしとせず故に一個人若しくは一地方に於て特に信用を篤うすと雖も他の不信用物の爲めに遂に同一の取扱ひを受け陸揚を拒絶せらるゝが如き事なきに非ず。故に國産の信用を篤うし輸出の正確を期せんと欲せば少くとも一縣を以て一團體とし嚴密なる検査を行ひ等級を付し以て消費者若しくは對商をして取引の安心

を得せしめざる可からず、幸にして和歌山及び静岡には縣柑橘聯合會なるもの、組織成り(明治四十四年六月現在)之等の方面に向つて着々其歩を進めんとしつゝあり。

余は對外政策として聯合會の活動を欲すると同時に、内地市場に於ける取引の正確を期せんが爲め、各産地に小なる販賣組合の普及と發達を望まざる可からず、販賣組合は其の設立當時に於て市場の信用を得るまでは往々にして不測の失敗を招き損失を敢てするが如き事なしとせざるも數年を出でずして極めて優良なる結果を納むるに至る可きものなり、現に静岡縣庵原村杉山に於ける丸東組合の如き實に此の活例なりとす。

第六節 同業組合定款

一地方に於ける特産物の發達を促し、より多くの利益を獲得せんと欲せば、何物か據る可き標準を設け、之を土臺として着々進行せざる可からず、而して其方法には種々あるべしと雖も、特に法令を以て制定せられたる同業組合法は、此目的を推行

するに最も適當したるものなるべしと信ず、故に今ま其一例として庵原郡に於ける柑橘同業組合定款及び静岡縣柑橘同業組合聯合會定款を擧げて參考の資に供せん。

静岡縣庵原郡柑橘同業組合定款

第一章 總則

第一條 本組合は柑橘業の改良發達を企圖し組合員共同の利益を増進するを以て目的とす

第二條 本組合は前條の目的を達せんがため左の業務を實施するものとす。

- 一 柑橘栽培の改良に關すること
- 一 販路の擴張に關すること
- 一 輸出品の検査を行ふこと
- 一 病虫害驅除豫防に關すること
- 一 荷造り及容器の寸法を一定すること

- 一 貯藏法の研究に關すること
- 一 業務の取締りに關すること
- 一 共進會及品評會に關すること
- 一 講習會及講話會開設に關すること
- 一 紛議調停に關すること
- 一 主務官廳より諮問照會あるときは答申又は建議請願をなすこと

前各號の外組合員共同利益の増進に關すること

第三條 本組合は静岡縣庵原郡柑橘同業組合と稱し其事務所を静岡縣庵原郡江尻町江尻千〇壹番地に設置す

第四條 本組合は静岡縣庵原郡一圓を以て區域とし柑橘栽培業者並に柑橘及同苗木賣買業者を以て組織す

但し露店若くは店頭の小賣業者及自家用に供する栽培者を除く

第二章 加入及脱退

第五條 本組合に加入するものは其種類及住所氏名を記し組合事務所に届出べし

組合事務所に於て前項の届出を受けたるときは之を組合員名簿に登録し栽培者には證票及門札を賣買業者並に栽培者にして賣買業を兼ねる者には別に賣買鑑札を併て交附す

但し證票及賣買鑑札は年度毎に門札は加入の際に之を交附す

第六條 組合員にして證票賣買鑑札又は門札を亡失毀損し若くは住所氏名に變更を生じたるときは其旨事務所に出書換又は再交附を受くべし

第七條 組合員の内賣買業者にして其家族若くは雇人をして其業務を代辯せしめんとするものは其旨事務所に出出代人鑑札を受け携帯せしむべし

第八條 組合員廢業したるときは門札證票又は賣買鑑札代人鑑札を添付し其旨事務所に出出べし組合員死亡の場合には其業務の繼承人若くは遺族より其手續をなすべし

組合事務所に於て前項の届出を受けたるときは組合員名簿より其氏名を削除すべし

第九條 證票及賣買鑑札並に代人鑑札の様式を定むること左の如し
門札(木製)

静岡縣庵原郡柑橘同業組合員
郡町村字
氏名

長六寸
幅二寸二分

證票(厚紙製)

第 號
静岡縣 柑橘同業組合員證
住所 氏名

正 大 限年度
静岡縣 柑橘同業組合事務所
庵原郡

長三寸八分
幅二寸五分

第 號
柑橘(苗木)賣買鑑札
住所 氏名

正 大 限年度
組 合 印

長二寸五分
幅一寸五分

賣買鑑札(木製)

代人鑑札(木製)

第 號
柑橘(苗木)賣買代人鑑札
住所 氏名

正 大 限年度
組 合 印

長二寸五分
幅一寸五分

第三章 組合員の権利義務

第十條 組合員は役員並に聯合會議員の被選舉權及議員の選舉被選舉權を有す

第十一條 組合員は聯合會定款並に本定款及組合會の決議を遵守し且つ組合經費を負擔するの義務を有す

但し収入に充つべき經費の科目は證票料賣買鑑札料代人鑑札料輸出個數割
雜收入の五種とす

第十二條 組合員は門札證票若くは賣買鑑札代人鑑札を領有すべきものとす

但し組合賣買に従事するときは必らず證票又は賣買鑑札を携帯すべし

第十三條 組合員は軸長及未熟青きもの蜜柑を賣買輸出し若くは立樹より地上へ切落しをなし其他不正行爲をなす可らず

但し葉付蜜柑の軸長は此限に非らず

第十四條 組合員は賣買に際し名義の如何に係らず組合の承認を経ざる經費を相手方より徴收する事を得ず

第十五條 組合員は柑橘賣買に際し地摺り、蟲さし蜜柑を混合し又は運搬に際し果實を損傷し易き容器を用ふ可らず

第四章 役員の資格權限及其選任並に解任

第十六條 本組合に左の役員を置く

- 一 組長 壹名
- 一 副組長 壹名
- 一 評議員 七名

第十七條 役員は組合會議に於て組合員中より議員之を選擧す其任期は四ヶ年とす

但し滿期再選を妨げず

前項の選舉は無記名投票を用ひ有效投票の多數を得たる者を以て當選者とす

得票同數なるときは年長順により同年月なるときは抽籤を以て之を定む

第十八條 役員中缺員を生じたる場合は通常會を俟つこと能はざる場合に限り臨時會を開き補缺選舉をなすものとす

補缺選舉に當選したるものは前任者の殘任期を繼承し任期滿了により退任したるときは後任者の就職する迄仍其職務を行ふ

第十九條 左に掲ぐる者は役員たることを得ず

- 一 女子未成年者及非戸主
- 一 本組合の違約處分を受けたる後貳ヶ年を経過せざるもの
- 一 本組合に加入後貳ヶ年を経過せざるもの

第二十條 役員は名譽職とす但總會の決議により報酬及旅費日當を支給することを得

第二十一條 本組合は組合會の決議を経て學識名望又は經驗功勞あるものに名譽顧問を囑託することを得

名譽顧問は本組合重要な事項に參與するものとす

第二十二條 本組合に左の職員を置き組長之を任免す

- 一 事務員
- 一 検査員
- 一 技術員

事務員検査員技術員は組長の指揮を受け各其職務に従事す其人員は業務の繁閑により毎年通常會に於て之を定む

第二十三條 組長は本組合を代表し組合事務を總理す

第二十四條 副組長は組長を補佐し組長事故あるときは之を代理す

組長副組長共に事故あるときは評議員の一人之を代理す其順位は年長順により同年月なるときは抽籤を以て之を定む

第二十五條 評議員は組長の諮問に應じ並に組合業務施行の状況を監査す

第二十六條 組長は組合事務の一部を他の役員に委任することを得

第二十七條 組長以下各役員職務上不正の行爲ありたるときは任期中と雖も解任し且其不正行爲のため本組合に損害を生じたるときは其損害を辨償せしむ

べきものとす

但し其解任は組合議員三分の二以上の同意により決議することを要す
役員解任の場合は同時に補缺選舉をなすべし

第五章 會議

第二十八條 組合會議員は左の割合を以て營業種類毎に之を選舉すべきものとす

栽培者選出議員

(内房村)	一人	富士川町	一人	蒲原町	一人	由比町	二人
(松野村)	一人	興津町	二人	袖師村	二人	庵原村	二人
(兩河内村)	一人	飯田村	一人	高部村	一人	西奈村	一人
(小嶋村)	一人						
辻村	一人						
賣買業者選出議員							
松野村、富士川町、蒲原町、内房村							一人
由比町							一人
小島村、興津町、袖師村の内横砂區庵原村の内廣瀬茂畑、兩河内村							二人

袖師村の内西久保、嶺辻村、江尻町、飯田村、西奈村、高部村、庵原村の内庵原、尾羽、山切、杉山、原、伊佐布、吉原、草ヶ谷區 二人

前項の選舉は第十七條二項の規定を適用す

第二十九條 組合會議員の任期は六ヶ年とし、參ヶ年毎に其半數を改選す

但初回退任のものは抽籤を以て之を定む、其二分し難きときは多數の一半を改選す

補缺選舉に當選したるものは前任者の殘任期を繼承するものとす、第二十條の規定は之を組合會議員に適用す

第三十條 左に掲ぐる者は組合會議員たることを得ず

- 一 本組合區域内に於て柑橘園壹反歩以上を有せざるもの
- 一 本定款第十九條の各號の一に該當するもの

第三十一條 會議を分ちて通常會臨時會評議員會の參種とす

通常會は毎年一月中之を開く、臨時會は組長に於て必要と認めたる時、又は組合會議員若くは組合員三分の一以上より會議の目的事項を示して請求したる

とき開會す

但し通常會は二日臨時會評議員會各一日とし、時宜により日數を伸縮することあるべし

第三十二條 組合會議に於て議決すべき事項左の如し

- 一 定款の變更に關すること
 - 一 役員の選任及解任に關すること
 - 一 經費豫算並に賦課徴收法に關すること
 - 一 聯合會議員選出に關すること
- 其他本組合の利害得失に關すること

第三十三條 評議員會は左の場合に之を開く

- 一 組長が必要と認めたる時
- 一 評議員の半數以上より會議の目的事項を示して請求したるとき

第三十四條 評議員會に於て議決すべき事項左の如し

- 一 組長より諮問せられたる事項

- 一 豫算の範圍内に於ける經費の流用に關すること
 - 一 監督官廳の認可を要せざる事項にして組合會の委任を受けたる事項
 - 一 違約者處分に關すること
 - 一 業務施行監査に關すること
 - 一 荷主惣代及之に附隨する諸規程の承認に關すること
 - 一 紛議調停に關する委員選任のこと
- 以上の外組長に於て必要と認めたる事項

第三十五條 會議は組長之を召集す其組合會は五日前評議員會は三日前書面を以て通知することを要す

但し至急を要するものは本文期限を矮縮することを得此場合には緊急の要旨を附記することを要す

第三十六條 會議の議長は組長之に當る組長事故あるときは副組長之に代る組長副組長共に事故あるときは出席員の互選を以て之を定む會議の議事が業務成績及經費決算報告の認定其他組長自ら執行したる事項の認否に關するとき

は組長副組長共に事故あるものと見做し前項後段の規定に依るものとす

第三十七條 會議は議員半数以上出席するにあらざれば開會することを得ず

但し定員に充たざるときは出席員に於て假決議をなし其決議案を各議員に配付し再度召集するも尙定員に満たざるときは假決議案を以て確定議とす

第三十八條 會議の決議は出席員の過半数に依る可否同數なるときは議長之を決す

第三十九條 會議に關する細則は組合會の決議を経て別に之を定む

第六章 會計

第四十條 本組合會計年度は毎年四月に起り翌年三月に終るものとす

第四十一條 組合は毎年一月歳入出豫算並に賦課徴收法を制定し組合會の決議を経て主務官廳の認可を受くべし

第四十二條 本組合は金圓又は物件の補助若しくは寄附を受くることを得前項の補助若しくは寄附を受けたるときは其目的に従ひ使用す

第四十三條 組長は會計年度後三ヶ月以内に經費の決算を遂げ業務成績と共に

評議員會の認定を経て主務官廳及組合會に報告するものとす
第四十四條 本組合の經費は其收入額の支出額に應ずること能はざる場合は評議員會の決議を経て一時借入金をなし支辨することを得

第七章 紛議調停

第四十五條 組合員相互間又は組合員と組合員外と營業取引上の紛議を生じたる場合は本組合に於て之が調停をなすことあるべし

第四十六條 前條調停の委員は評議員會に於て之を選任す

第八章 検査及取締

第四十七條 組合員柑橘を海外へ輸出せんとするときは検査を受くべし

第四十八條 検査に合格したるものに非らざれば輸出することを得ず

第四十九條 検査は左の各號に付之を行ふ

- 一 荷造
- 二 容器の寸法
- 三 容量
- 四 品位
- 五 病虫害

第五十條 左に掲ぐるものは不合格とす

一 聯合會定款第三條の規定に違背したるもの

二 未熟又は腐敗の虞れあるもの

三 病虫害附着のもの

第五十一條 検査に關する規定は組合會議に於て別に之を定む

検査の結果現品を差押へたる場合にありては該現品の損害に對し組合其責に任せず

第九章 違約者處分

第五十二條 本定款第七條第十二條に違犯したるものは金五十錢第十三條に違犯したるものは双方共金五圓第十四條に違犯したるものは徴收したる金額五倍の過怠金に處す

本定款第四十八條及第六十條の規定に違背したるものは金五十圓以下の過怠金に處す

第五十三條 本組合検査員の検査を拒み又は組長の召喚貳回以上に及ぶも尙之に應せざる者は金拾圓以下の過怠金に處す

第十章 定款の変更並に解散

第五十四條 定款の変更は組合會議員總數三分の二以上の同意を得て主務官廳の認可を受くべし

第五十五條 本組合員三分の二以上の同意を得たるときは解散することを得前項の場合若くは重要物産同業組合法第十五條により解散處分を受けたるときは組長及副組長を以て清算人とする

但解散處分が役員が行爲に基く場合若くは組長及副組長に缺員あるときは解散當時の組合會に於て二名の清算人を選擧し之に充つ前項但書の選舉は第十七條二項の規定を準用す

第五十六條 本組合解散の場合に於て清算の結果組合財産に殘餘を生じたるるとき又は本組合財産を以て債務の完済に足らざるときは之を解散當時の組合員に分配又は分賦す

前項分配又は分賦の方法は解散當時の組合會に於て之を決定す

第十一章 雜則

第五十七條 郡外に輸出する柑橘輸送上の利益を企圖するため各輸出賣買業者は毎年壹月迄に同業者中より出荷主惣代各驛壹名宛(江尻、興津、蒲原、岩淵の各驛)を選出し組合に届出べし

但し清水は江尻驛惣代に於て兼務するも差支へなし

第五十八條 出荷主惣代は運送に關する諸般の特約をなす可き者とす荷主惣代及之に附隨する諸規程は組合の承認を受くべし

組合に於て前項の承認を與ふるには評議員會の決議を経るを要す

第五十九條 本組合区域内に於て賣買する柑橘取引標準量は拾貳其目と定む

第六十條 本組合区域内に於ける荷造り容器の寸法品位の區別壹函の容量等は静岡縣柑橘同業組合聯合會定款の規定に依る

第六十一條 本組合に於て使用する印章左の通り之を定む

四	静岡縣庵原郡	七	庵原郡柑橘同業組合	七	庵原郡柑橘同業組合副組長之印
分	柑橘同業組合印	角	長之印	角	組長之印

角分九

静岡縣庵原郡柑橘同業組合印

角分二寸一

庵原郡柑橘同業組合之印

烙印

大正二年度庵原郡柑橘同業組合經費徵收法

第一條 本組合の經費は毎年左記の割合により徵收するものとす

一 證票料 一人一ヶ年金貳拾錢宛の割合により組合員より徵收す

二 鑑札料 一人一ヶ年金四拾錢宛の割合を以て賣買營業者より徵收す

三代人票料 一人一ヶ年金拾錢宛の割合により定款第七條の業務を代辨せしむるものより徵收す

第二條 證票料賣買鑑札料代人票料は新規加入者にありては交附の際其他は毎年十月三十日限り徵收す

個數割は荷物發送の際徵收す

但都合により個數割は其荷物を取扱ひたる運送店其他は所轄町村役場若く

は本組合の評議員に其徵收方を囑託することあるべし

第三條 本組合は經費の徵收方を囑託したるときは徵收費として其徵收金額の十分の一に相當する金額を交附す

但郡外輸出個數割に就ては百分の五とす

第四條 會計年度内に於て廢業若くは組合區域外へ轉住し又は一旦積送りたる荷物を積戻したる等の事由あるも既收の經費は還付せず

農商務省令第四號

販賣の目的を以て北亞米利加合衆國、英領加奈太、露領亞細亞支那又は朝鮮に輸出移出する温州蜜柑の容器は左に規定したる木箱を用ふべし但特別の事情に依り地方長官の許可を受けたるときは此限りに在らず

一 北亞米利加合衆國又は英領加奈太に輸出するもの

長外法一尺 幅内法六寸八分 深内法四寸七分

二 露領亞細亞に輸出するもの

長外法九寸 幅内法六寸 深内法四寸三分

三 支那又は朝鮮に輸出又は移出するもの

長外法一尺二分 幅内法七寸二分 深内法五寸二分

但し當分の内北亞米利加合衆國又は英領加奈太に輸出するものと同一の寸法に依ることを得

四前各號の木箱用材の厚さは蓋、側及底各三分、端四分
 但露領亞細亞に輸出するものは蓋、側、底及端共各三分
 前項の規定に依らざる容器を用ひて温州蜜柑を輸出若しくは移出せむとしたる者は百圓以下の罰金に處す
 本令は大正二年九月一日より之を施行す
 大正二年五月二十日

農商務大臣 山本 達雄

農商務省令第十八號
 大正二年農商務省令第四號第一項中第一號以下を左の通り改正す
 大正三年八月廿八日

農商務大臣 大浦 兼武

輸移出先	容器の寸法		
	長(外法)	幅(内法)	深(内法)
合衆國	二〇〇	九〇	四六
英領加奈太	一〇〇	六八	四七
露領亞細亞	九〇	六〇	四三
支那朝鮮	一〇二	七二	五二
露領亞細亞支那朝鮮	一七二	八〇	一一八

蓋 三分
 側 三分
 底 三分
 覆 六分

備考 第一に該當するものは後に平行して中央に厚六分の中仕切を用うる事

静岡縣柑橘同業組合聯合會定款

(明治四十四年五月二十四日制定)
 (大正二年二月八日變更認可)

第一章 總則

第一條 本會は静岡縣下柑橘同業組合間の氣脈を通じ生産並に營業上の弊害を
 矯正し利益を増進するを以て目的とす

第二條 本會は前條の目的を達せんが爲め左の業務を行ふものとす

- 一 柑橘の荷造及容器の寸法一定に關すること
- 一 品位の區別を一定し不正の行爲を排除すること
- 一 輸出又は移出品の検査取締を行ふこと
- 一 販路の擴張を圖ること
- 一 貯藏法を研究すること
- 一 柑橘の栽培改良を圖ること
- 一 病害蟲の驅除豫防を勵行すること

- 一 講習會講話會開催に關すること
- 一 共進會品評會に關すること
- 一 主務官廳其他官公署より諮問照會あるときは答申又は建議請願をなすこと

右の外斯業の改良獎勵に關すること

第三條 柑橘の荷造、容器の寸法、品位の區別、一函の容量等を定むること左の如し

一 荷造

- イ 容器は木箱を用ひ繩を以て縦横各二ヶ所以上を緊括すること
- ロ 二箱乃至四箱を以て一括すること

二 容器の寸法

北亞米利加合衆國、英領加奈太、露領亞細亞、支那又は朝鮮向の容器及用材の寸法は大正二年農商務省令第四號の規定に依るものとす

内地向は左の二種とし特別の事情ある場合は農商務省令第四號の規定による容器何れを用ふるも差支なし、又箱入に適せざる下等品は當分の内俵入を

使用することを得

	長(外 法)	幅(内 法)	深(内 法)
甲	一尺一寸八	八寸	五寸六分
乙	一尺七寸八	八寸	一尺一寸七分

内地向木箱の用材の厚は甲は稜正三分五厘乙は稜正五分其他は正二分五厘とす

三 品位區別及容量

北亞米利加合衆國、英領加奈太向はA、B、C、Dの四種とし一函の容量はAは二打内外Bは三打内外Cは四打内外Dは五打内外とす

第四條 本會は静岡縣柑橘同業組合聯合會と稱し其事務所を静岡市追手町に設置す

第五條 本會は左の同業組合を以て組織す

- 静岡縣庵原郡柑橘同業組合
- 同 縣安倍郡柑橘同業組合

同 縣志太郡柑橘同業組合
同 縣静岡市柑橘同業組合

第二章 加入及脱退

第六條 本會に加入せんとする組合は其定款及當該年度の經費豫算書を添へ本會に届出承認を受くべし

本會に加入したる組合にして解散又は組合會の決議に依り本會を脱退せんとするときは解散に在ては農商務大臣の認可書謄本を決議に依るものに在ては其決議録謄本を添へ本會組長に届出承認を受くべし
組長本條の届出を受けたるときは組長の決議を経て其承認を與ふべし

第三章 組合の權利義務

第七條 組合は何時にても本會に備付けたる帳簿書類の閲覽を請求することを
得

第八條 組合は聯合會議員を選出するの權を有す

第九條 組合は本定款及總會の決議を遵守し並に本會の經費を負擔するの義務

を有す

第十條 各組合事務所の位置又は聯合會議員に異動を生じたるときは直に之を本會に報告すべし

第十一條 組合員數及前年度に於ける輸出移出個數は毎年五月末日迄に輸出移出先別に區分し本會に報告するものとす

第四章 役員資格權限及其選任並に解任

第十二條 本會に左の役員を置く

- 一 組長 壹名
- 一 副組長 壹名
- 一 評議員 若干名

第十三條 組長は本會の事務を總理し本會を代表す

副組長は組長の事務を補佐し組長事故あるときは之を代理す
評議員は組長の質問に應じ及業務施行の状況を監査し組長副組長共に故障あるときは年長順同年月なるときは抽籤を以て其職務を代理す

第十四條 組長、副組長は本會を組織する組合員中より總會に於て之を選舉し評議員は聯合會議員中より各組合に對し二名宛を總會に於て互選す内一名は組長若くは副組長たる聯合會議員に限る但新規加入組合は當分の内組長若しくは副組長たる聯合會議員一名とす

前項の選舉は匿名投票を用ひ有効投票の多數を得たるものを當選者とす得票同數者ある場合は抽籤を以て之を定む

役員は正當の事由なくして辭任することを得ず

第十五條 役員に不都合の行爲ありたるときは聯合會議員三分の二以上の同意決議を以て解任することを得

第十六條 役員の任期は三ヶ年とす但再選を妨げず

補缺の爲め選舉せられたる役員の任期は前任者の殘任期間とす

第十七條 役員は其任期満了後と雖も後任者の就職する迄仍其職務を行ふものとす

第十八條 役員は名譽職とす但總會の決議に依り報酬及び旅費を支給すること

を得

第十九條 本會に左の職員を置く

- 一 幹事
- 一 技術員
- 一 書記
- 一 検査員

前項の外總會の決議を経て必要なる職員を置くことを得

第二十條 幹事は組長の命を受け會務を掌る技術員書記検査員は組長の命を受け各其職務に従事す

第二十一條 本會は總會の決議を経て名譽顧問を置くことを得

第二十二條 名譽顧問は本會重要會務に參與するものとす

第二十三條 名譽顧問は組長之を囑託し又は解囑し職員は組長之を任免す

第五章 會議

第二十四條 會議を分ちて總會及評議員會の二種とす總會は組合より選出した

る聯合會議員を以て組織し評議員會は評議員を以て之を組織す
總會は毎年一月之を開く但組長に於て必要と認むるとき又は聯合會議員三分
の一以上の同意を以て會議の目的及招集の理由を示して請求したるときは臨
時に之を開くことを得

第二十六條 會議は組長之を招集す

會議の招集は其の日時、目的及場所を定め書面を以て少なくとも五日前に之を
通知するものとす

第二十七條 各組合に於て其組合員中より左記定數の聯合會議員を選出せしむ

但一名は組長若しくは副組長とす

- 一 庵原郡 八人 一 安倍郡 五人
- 一 静岡市 三人 一 志太郡 五人
- 一 引佐郡 一人 一 新規加入組合 一人

第二十八條 聯合會議員の任期は三ヶ年とす但再選を妨げず

第二十九條 第十六條第二項第十八條の規定は之を聯合會議員に適用す

第三十條 總會に於て決議すべき事項左の如し

- 一 組合加入脱退に關する件
- 一 定款變更に關する件
- 一 解散に關する件
- 一 經費豫算並に賦課徴收法に關する件
- 一 役員の選任解任に關する件
- 一 其他本會の利害に關する重大なる事項

第三十一條 評議員に於て決議すべき事項左の如し

- 一 組長より諮問せられたる事項
- 一 違約者處分に關する件
- 一 本會業務施行の監査に關する件
- 一 豫算の範圍内に於て款内項以下流用に關する件
- 一 經費の決算及業務成績に關する件

第三十二條 會議の議長は組長之に當る組長事故あるときは副組長之に代る組

長副組長共に事故あるときは出席員の互選を以て之を定む
會議の議事か業務成績經費決算報告の認定其他組長自ら執行したる事故の認
否に關するときは組長及副組長共に事故あるものと見做し前項後段の規定に
依るものとす

第三十三條 會議は半数以上出席するにあらざれば之を開くことを得ず但し定
員に満たざるときは出席員に於て假決議をなし其決議案を各表決權者に配付
し再度招集するも尙定員に満たざるときは假決議案を以て確定議とす

第三十四條 會議は出席者の過半数を以て之を決議す可否同數なるときは議長
之を決す

第三十五條 會議に關する細則は總會の決議を経て別に之を定む

第六章 會計

第三十六條 本會の會計年度は毎年四月に起り翌年三月に終る

第三十七條 經費豫算並に賦課徴收法は毎年一月の總會に於て之を議定す

第三十八條 本會の經費は標章料及組合負擔金其他の收入を以て支辨す

第三十九條 本會を組織する組合にして本會を脱退することあるも既に徴收し
たる負擔金は之を還付せざるものとす

第四十條 本會は金員又は物件の補助若くは寄附を受くることを得
前項の補助若くは寄附を受けたるときは其目的に従ひ之を使用す

第四十一條 本會の現金は評議員會の諮問を経て確實なる銀行に預け入るゝも
のとす

第四十二條 經費の決算及業務成績は毎年六月評議員會の認定を経て主務官廳
及翌年の總會に報告するものとす

第七章 検査及取締

第四十三條 各組合員柑橘を北亞米利加合衆國英領加奈太露領亞細亞支那又は
朝鮮に輸出又は移出をなさんとすときは必ず検査を受くべし

第四十四條 検査に合格したるものにあらずれば輸出又は移出することを得ざ
るは勿論輸出移出の目的を以て組合員以外の者に販賣することを得ず

第四十五條 検査は左の各號に付別に定むる細則により之を行ふ但し果園検査

及撰果検査は當分の内露領亞細亞支那又は朝鮮及内地向には之を行はざることを得

- 一 果園検査
- 二 撰果検査
- 三 輸出移出検査

第四十六條 左に掲ぐるものは不合格とす

- 一 第三條の規定に違背したるもの
- 二 未熟又は腐敗の虞あるもの
- 三 病害蟲附着のもの

第四十七條 本會は便宜の地に検査場を設置し検査を行ふ

但時宜により輸出又は移出者の荷造場に就き行ふことあるべし

第四十八條 輸出又は移出品には毎函に本會の標章を附するものとし外部の見易き所に貼付すべし但露領亞細亞及支那又は朝鮮及内地向は此の限りにあらず

第四十九條 検査は一口百函迄は三函以上を百函を加ふる毎に二函以上を開函し毎函に付之を行ふ

前項の検査に合格したるときは出荷一口毎に検査證明書を交付し且つ検査員に於て毎函に證印を押捺すべし

但函を包装するものは包装用證印を外部に押捺すべし

第八章 違約處分

第五十條 検査員に於て定款に違反したる物品を發見したるときは假に其輸出又は移出を停止し直ちに組長に報告し指揮を乞ふべし

第五十一條 定款違約者に對する處分は左記各號により評議員會の決議を経て組長之れを行ひ過怠金は本會の收入とす

- 一 第三條各號に違反したるものは金五拾圓以下の過怠金を徴す
- 一 第四十三條第四十四條又第四十八條に違背したるものは金貳百圓以下の過怠金を徴す
- 一 第五十條に依り停止を受けたる物品を輸出又は移出したるものは金五百

圓以下の過怠金を徴す

一 検査員の検査を拒み又は組長の召喚二回以上に及ぶも尙ほ之に應せざるものは金拾圓以下の過怠金を徴す

一 組合に於て本會負擔金の納付を怠りたる時は金五拾圓以下の過怠金を徴す

第五十二條 違約處分は本會より處分決定書を交付し過怠金を納付せしむ

第九章 定款變更及解散

第五十三條 定款の變更を議決するには總會に於て聯合會議員三分の二以上の同意を要するものとす

第五十四條 本會の解散は聯合會議員三分の二以上の同意を要するものとす

第五十五條 前條の場合又は重要物産同業組合法第十五條に依り解散處分を受けたるときは解散當時の總會に於て五名以上の清算人を選擧し本會財産及債權債務の處理を爲さしむるものとす

第五十六條 本會解散の場合に於て清算の結果本會財産に殘餘を生じたるとき

又は本會財産を以て債務を完済し足らざる時は之を解散當時の組合に分配又は分賦す前項の分配又は分賦の方法は解散當時の總會に於て之を決定す

第十章 雜則

第五十七條 本會の印章を定むること左の如し

一方一寸二分 静岡縣柑橘同業組合聯合會印

方一寸二分 静岡縣柑橘同業組合組長印

方一寸二分 静岡縣柑橘同業組合副組長印

第五十八條 本會の標章及び證印並びに包裝用證印寸法等を定むること左の如し

改正標章 短徑一寸二分
長徑二寸六分



改正印章 短徑一寸五分
長徑二寸



包裝用印章



短徑二寸直徑二寸六分

第十一章 附則

第六十條 第十四條及第二十七條により新規加入組合に於て選出したる聯合會評議員及同議員は現在の評議員及議員と同時に退任するものとす
第六十一條 第二十七條の各市組合選出議員の定数は次ぎの改選期より之を施行す、但し新規加入組合選出議員は此の限りにあらず

第十三章 園地經濟論

園地經濟即ち柑橘栽培の收支計算は、吾人が本業に従事する最後の目的にして、上來記述し來りたる栽培及販賣法の如き、皆な何れも其業をして最も有利ならしめんが爲めに外ならざるなり、従つて園地の經濟は常に一定なる事能はず、土地により人により、又年の氣候狀態如何によりて甚だしき相違あるものたらずんばある可からず。而して自然の風土克く之に適し、肥培管理の法宜しきを得たらんには必らずや多大の利益を得、事業の成效期して俟つ可きなり。以下各地に於ける收支の概要を摘録し、斯業初心者の参考に資せん。

第一節 年齢と結果量

凡そ生物は其動物たると植物たるとに論なく、發育期と生殖期とに分るゝものにして、柑橘の如き又明かに此二期あるを示す、而して結果期(生殖期)に入るの早晚は其樹が實生たると接木たるとにより著しき相違あるものにして、實生の常に接木

樹に遅るゝ事數年なるは何れの品種に論なく一般に認識し得る所たるなり、然れども既に繁殖の章下に述べたる如く我國に於ては二三地方を除くの外何れも皆な接木法によるの故を以て以下専ら接木樹につき論述する所ある可し。柑樹が稼接したる後ら結果に到るまでの年數は、樹の種類、砧木の如何、肥培管理の當否及び風土の相異等によりて大に異なるものなりと雖も、普通夏橙、鳴門蜜柑等の類は三四年にして結果し始め、甜橙類の如きは多く五六年を要し、文旦類の如きは發育旺盛にして従つて結果年令に到達する事極めて遅きものなり、就中温州蜜柑の如きは、少くとも七八年以上十年を経過するにあらざれば、確實に結果せしむる事能はず、然れども時として樹梢の發育不良なるが爲め屢々二三年間早く結實し初むる事あるを見る、如斯きは益々其樹をして生育不良に立ち至らしむるものなれば、努めて摘果するの必要あり。

風土は結果の遅速と大々の關係を有するものにして、或る程度までは氣候乾燥し土地瘠薄にして表土淺き所は結實する事早く、反之土地肥沃にして深く、大氣濕潤にして樹梢の伸長を促すが如き所にありては結果期に入る事甚だ晚し、殊に此現

象はネーヴルオレンジに於て、最も著きものあるを見る。

結果を促進せしめ且つ品質良好なるものを多量に獲得せんと欲せば、須らく肥培管理に盡さざるべからず、則ち肥料の配合及び適度の施給は、以て樹の發育を良好ならしめ、種枝の發生を多からしむるものなれば、従つて結實量を多からしむるは勿論、果實の品位を上進せしむる事大なるものなり、又病蟲の寄生は常に樹梢の發育を阻害し、爲めに結實量を減じ、其品位を劣變せしむるものなれば、之が驅除豫防に就ては多大の注意と努力を必要とせざるべからず。

既にして大約十年乃至十五年を経過する時は漸次結實量を増加し、二十年前後に至れば盛果年齢に達し、爾後益々進んで三十年目頃に至れば、最も盛んにして、夫れより四十年頃迄は毎年多量の結實を見るべきも、五十年に至れば最早樹勢少しく衰弱に傾き、七八十年樹に至れば、遂に半ば枯死の状態となるに至る、然れども之れ我が内地に於て多數を一定の場所に定植したる場合即ち柑橘園に於て見る現象にして、孤立して存在する數本の柑橘樹にありては往々百年以上數百年を経過して尙ほ現存せるもの無きにあらず。

今温州蜜柑につき之れが樹齡と生育狀態及び收量との關係を表示する時は大凡次の如し。

接木後の年數	生育狀態	收量(一反步當)
五年目	生育中	八十貫
十年目	結果初年	百貫—百五十貫
十一年目	生育中	百五十貫—二百貫
十二年目	同	二百五十貫
十三年目	同	三百貫—三百五十貫
十四年目	同	四百貫—四百五十貫
十五年目	同	五百貫
十六年目	稍盛年	五百貫—六百貫
十七年目	同	七百貫
十八年目	同	七百五十貫
十九年目	同	

二十年目	盛年	九百貫
二十五年目	同	千五百貫
三十年目	最盛年	千八百貫
三十五年目	同	二千貫
三十七年目	同	千八百貫—二千貫
四十年目	少しく衰	千二百貫—千五百貫
四十五年目	同	千貫—千五百貫
五十年目	稍衰	五百貫—八百貫
五十五年目	同	五百貫—六百貫
六十年目	老衰	三百貫—五百貫
七十年目	枯初む	百貫—二百貫
八十年目	殆んど枯死す	—

上表の如きが故に、苟も營利を目的とせる柑橘園にありては、少くとも五六十年樹となるに至れば、之れを伐截して再び幼樹と改植するの必要あるものなり。

第二節 主産地の收支

去る明治四十三年發表したる農商務省農務局の調査に基き其大要を摘記すれば次に記すが如し。

一 温州蜜柑

大阪府に於ける自作經營

收支表

(△印は損失額を示す)

年次	果實賣上高			總收入	支出	收支差引損益	累年收支差引損益
	上等品	中等品	下等品				
初年	荷				5,200	△ 5,200	△ 5,200
二年					3,500	△ 3,500	△ 8,700
三年					7,300	△ 7,300	△ 16,000
四年					3,500	△ 3,500	△ 19,500
五年	4,000			4,000	3,700	△ 300	△ 19,800
六年	8,800			4,500	4,700	△ 200	△ 20,000

年次	總收穫高	上等品	中等品	下等品	總收入	支出	收支差引損益	累年收支差引損益
七年	一八	九	五	四	3,600	4,900	△ 1,300	△ 21,300
八年	二〇	一〇	七	三	4,500	4,500	△ 5,000	△ 26,300
九年	二五	二二	一〇	四	6,600	4,900	△ 1,700	△ 28,000
十年	三三	二六	一三	四	6,000	4,400	△ 1,600	△ 29,600
十一年	四六	三〇	一五	五	7,500	5,400	△ 2,100	△ 31,700
十二年	四四	三二	一三	五	7,700	5,400	△ 2,300	△ 34,000
十三年	五三	三九	一四	五	8,100	5,400	△ 2,700	△ 36,700
十四年	五五	四〇	一四	五	8,000	5,400	△ 2,600	△ 39,300
十五年	五〇	三三	一五	二	4,500	5,400	△ 900	△ 40,200

長崎縣に於ける自作經營

收支表

年次	上物	層現	總收入	支出	收支差引損益	累年收支差引損益
初年				1,074	△ 1,074	△ 1,074
二年				5,623	△ 5,623	△ 6,697
三年				8,757	△ 8,757	△ 15,454
四年				9,633	△ 9,633	△ 25,087

年次	收穫高	金額	支出	收支差引損益	累年收支損益
十五年	九〇,七二〇	三,七〇〇	九四,五〇〇	△ 四,七八〇	△ 一四,九三八
十四年	一八,九〇〇	三,二〇〇	八一,〇〇〇	△ 三,四八〇	△ 三,四八〇
十三年	七七,〇〇〇	三,一〇〇	一八,〇〇〇	△ 一,八〇〇	△ 一,八〇〇
十二年	一三,〇〇〇	二,七〇〇	一五,〇〇〇	△ 一,三〇〇	△ 一,三〇〇
十一年	一〇,〇〇〇	二,六〇〇	一二,〇〇〇	△ 一,〇〇〇	△ 一,〇〇〇
十年	三,〇〇〇	一,九〇〇	四,九〇〇	△ 一,九〇〇	△ 一,九〇〇
九年	二,〇〇〇	一,七〇〇	三,七〇〇	△ 一,七〇〇	△ 一,七〇〇
八年	二,七〇〇	〇,五〇〇	三,二〇〇	△ 二,七〇〇	△ 二,七〇〇
七年	八,六〇〇	〇,三〇〇	九,〇〇〇	△ 二,八〇〇	△ 二,八〇〇
六年	一,八〇〇	〇,一〇〇	二,〇〇〇	△ 一,八〇〇	△ 一,八〇〇
五年	—	—	—	—	—

備考 十五年以後は毎年四十三圓内外の支出を以てして、百圓乃至百六十圓の收入あるものにして、三十年位までは殆んど異なる事なし

静岡縣に於ける自作經營
收支表

年次	收穫高	金額	支出	收支差引損益	累年收支損益
初年	—	同	八五	△ 七五	△ 七五
二年	—	同	二九	△ 一四	△ 八九
三年	—	同	三三	△ 二七	△ 一〇二
四年	—	同	三五	△ 二五	△ 一二六
五年	—	同	三五	△ 二七	△ 一五三
六年	—	同	四〇	△ 三三	△ 一八五
七年	—	以下間作なし	四四	△ 三七	△ 二二二
八年	—	—	四四	△ 三七	△ 二五九
九年	—	—	四四	△ 三五	△ 三〇四
十年	—	—	四四	△ 三五	△ 三五九
十一年	—	—	四四	△ 三五	△ 四一四
十二年	—	—	四四	△ 三五	△ 四六九
十三年	—	—	四四	△ 三五	△ 五二四
十四年	—	—	四四	△ 三五	△ 五七九
十五年	—	—	四四	△ 三五	△ 六三四

十 五 年	十 四 年
八〇〇	六〇〇
一〇〇	一〇〇
三五	三五
六元	二元

和歌山縣に於ける自作經營
收支表

年次	收穫高	金額	支出	收支差引損益	累年收支差引損益
初年			四一八、五五五	△ 四一八、五五五	△ 四一八、五五五
二年			三二、七〇〇	△ 三二、七〇〇	△ 四四九、七二五
三年	一七、五〇〇	三、三〇〇	二九、一六一	△ 一、六〇一	△ 四四九、七二五
四年	五、〇〇〇	九、六〇〇	三、四六六	△ 二五、一〇六	△ 四七五、五三六
五年	七、〇〇〇	一四、〇〇〇	三、四六六	△ 一〇、五三三	△ 四八六、〇六九
六年	一五、〇〇〇	二、四〇〇	三八、〇八八	△ 一四、〇八八	△ 四九九、一五七
七年	一七、〇〇〇	三、三〇〇	四、八〇〇	△ 一〇、三〇〇	△ 五〇〇、四五七
八年	二五、〇〇〇	四、八〇〇	四、六三三	△ 〇、一六七	△ 五〇〇、六二四
九年	三七、〇〇〇	六、六〇〇	五、一四六	△ 一、四五四	△ 五〇二、〇七三
十年	四五、〇〇〇	六、四〇〇	六、〇〇〇	△ 一七、八〇〇	△ 五一九、〇七三
十一年	五〇、〇〇〇	六、〇〇〇	七、九三四	△ 一八、〇六六	△ 五三七、〇三九

十 五 年	十 四 年	十 三 年	十 二 年
七〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇	六、〇〇〇	四、〇〇〇
一四、〇〇〇	六、〇〇〇	一〇、〇〇〇	八、〇〇〇
九〇、四二二	九七、三三三	六、七三六	三、二二八
五、五三八	一六、八七七	三、三六四	八、四七三
△ 三六三、八五五	△ 四七、三三三	△ 四、四七〇	△ 四七、五五五

備考 本縣は土地購入費一五〇圓、開墾費一八〇圓を要し天等を其後其儘計算したるが故に支出増加せり

二 夏橙
大阪府に於ける自作經營
收支表

年次	總收穫高	上物	下物	總收入	支出	收支差引損益	累年收支差引損益
初年					六、七〇〇	△ 六、七〇〇	△ 六、七〇〇
二年	〇、一〇〇	〇、一〇〇	〇、一〇〇	二、〇〇〇	五、三〇〇	△ 三、三〇〇	△ 一〇、〇〇〇
三年	〇、四〇〇	〇、四〇〇	〇、四〇〇	五、〇〇〇	五、五〇〇	△ 四、一〇〇	△ 一四、一〇〇
四年	〇、四〇〇	〇、四〇〇	〇、四〇〇	五、〇〇〇	五、五〇〇	△ 四、一〇〇	△ 一八、二〇〇
五年	〇、一〇〇	〇、一〇〇	〇、一〇〇	一、四〇〇	五、六〇〇	△ 四、二〇〇	△ 二二、四〇〇
六年	二、一〇〇	二、一〇〇	〇、二〇〇	三、三〇〇	五、九〇〇	△ 二、六〇〇	△ 二五、〇〇〇

年次	七	八	九	十	十	十	十	十	十
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
收穫高	三,七〇〇	四,〇〇〇	五,三〇〇	六,三〇〇	七,七〇〇	九,三〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	一〇,一〇〇
金額	三,七〇〇	四,〇〇〇	五,三〇〇	六,三〇〇	七,七〇〇	九,三〇〇	六,〇〇〇	六,〇〇〇	一〇,一〇〇
支	一,〇〇〇	一,五〇〇	二,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	四,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇	三,〇〇〇
收支差引損益	△ 二,七〇〇	△ 二,五〇〇	△ 三,三〇〇	△ 三,三〇〇	△ 四,七〇〇	△ 五,三〇〇	△ 三,〇〇〇	△ 三,〇〇〇	△ 七,一〇〇
累年收支差引損益	△ 二,七〇〇	△ 五,二〇〇	△ 八,五〇〇	△ 一二,八〇〇	△ 一七,五〇〇	△ 二六,八〇〇	△ 三二,八〇〇	△ 三八,八〇〇	△ 四八,九〇〇

静岡縣に於ける自作經營 收支表

年次	初	二	三	四
年	年	年	年	年
收穫高	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
金額	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
支	一〇〇	一〇〇	一〇〇	一〇〇
收支差引損益	△ 〇	△ 〇	△ 〇	△ 〇
累年收支差引損益	△ 〇	△ 〇	△ 〇	△ 〇

山口縣に於ける自作經營 收支表

年次	五	六	七	八	九	十	十	十	十	十
年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年
收穫高	八〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	一,八〇〇	一,九〇〇
金額	八〇〇	一,一〇〇	一,二〇〇	一,三〇〇	一,四〇〇	一,五〇〇	一,六〇〇	一,七〇〇	一,八〇〇	一,九〇〇
支	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇	三〇〇
收支差引損益	△ 五〇〇	△ 八〇〇	△ 九〇〇	△ 一,〇〇〇	△ 一,一〇〇	△ 一,二〇〇	△ 一,三〇〇	△ 一,四〇〇	△ 一,五〇〇	△ 一,六〇〇
累年收支差引損益	△ 五〇〇	△ 一,三〇〇	△ 二,二〇〇	△ 三,一〇〇	△ 四,〇〇〇	△ 五,〇〇〇	△ 六,〇〇〇	△ 七,〇〇〇	△ 八,〇〇〇	△ 九,〇〇〇

年次	初年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年
收穫高	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
支出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
收支差引損益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
累年收支差引損益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

三 ワシントンネーヴル
兵庫縣に於ける自作經營
收支表

年次	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年	十二年
收穫高	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
金額	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
支出	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
收支差引損益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
累年收支差引損益	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

和歌山縣に於ける自作經營
收支表

年次	初年	二年	三年	四年	五年	六年	七年	八年	九年	十年
收穫高	—	—	—	—	一、五〇〇	二、一〇〇	三、六〇〇	五、四〇〇	七、五〇〇	九、〇〇〇
金額	—	—	—	—	二七、七〇〇	三八、一〇〇	六〇、六〇〇	九七、三〇〇	一三〇、五〇〇	一七〇、〇〇〇
支出	八〇、九〇〇	三三、五〇〇	三三、一〇〇	二六、八〇〇	一〇〇、九〇〇	四四、六〇〇	五三、〇〇〇	六四、二〇〇	七三、七〇〇	八〇、九〇〇
收支差引損益	△ 八〇、九〇〇	△ 三三、五〇〇	△ 三三、一〇〇	△ 二六、八〇〇	△ 一七、八〇〇	△ 一六、五〇〇	△ 一五、二〇〇	△ 一五、一〇〇	△ 一五、八〇〇	△ 一六、一〇〇
累年收支差引損益	△ 八〇、九〇〇	△ 一〇四、四〇〇	△ 一三七、五〇〇	△ 一六四、三〇〇	△ 一八二、一〇〇	△ 一九八、六〇〇	△ 二一三、八〇〇	△ 二二八、九〇〇	△ 二四四、四〇〇	△ 二五〇、五〇〇

以上各主産地に於ける收支の概況を表示したるを以て、柑橘栽培の利益が幾何程度に於て收得し得らるゝかの大要は之れを察知し得たるものならんと思はる、唯

だ調査が同一形式によりて行はれ居らざるを以て、或るものは支出の中に土地購入及開墾費を含み、他は之れを年賦賞還とし、又全然開墾費を含まざるもの等あるにより、總支出に於て多大の相違を生じ、従つて其後に於ける收支差引損益に非常なる差違を現しつゝあり、讀者幸に領得する所あらんことを。

第三節 温州蜜柑の標準收支

静岡縣下に於て五十餘年間温州蜜柑の栽培に従事せる、某氏につき調査したるものを土臺とし、之れに著者の考察を交へて稍々標準に近き收支計算表を造り、参考の爲め左に掲出す可し。

收支計算	開墾費
栽植初年	苗木五十本代(四年生)
支出	金貳拾五圓
	金七圓五拾錢

金八拾錢	植付人夫二人
金貳圓	肥料
金壹圓五拾錢	敷草
金參圓貳拾錢	施肥除草中耕人夫八人
金壹圓五拾錢	公租
計金四拾壹圓五拾錢	
收入	
金五圓	間作
差引金參拾六圓五拾錢	損
二年目	
支出	
金七拾五錢	苗木拾本代(枯損植替)
金參圓五錢	肥料
金壹圓五拾錢	敷草

金四圓	人夫十人
金八拾錢	害蟲驅除
金貳圓九拾錢	利子
金壹圓五拾錢	公租
計金拾四圓五拾錢	
收入	
金五圓	間作
差引金九圓五拾錢	損
累計金四拾六圓	損
三年目	
支出	
金參圓八拾錢	肥料
金壹圓五拾錢	敷草
金四圓	人夫十人

金壹圓	害蟲驅除
金參圓貳拾貳錢	利子
金壹圓五拾錢	公租
計金拾五圓貳錢	
收入	
金四圓	間作
差引金拾壹圓貳錢	損
累計金五拾七圓貳錢	損
四年目	
支出	
金四圓	肥料
金壹圓五拾錢	敷草
金四圓八拾錢	人夫十二人
金壹圓	害蟲驅除

金參圓九拾九錢	利子
金壹圓五拾錢	公租
計金拾六圓七拾九錢	
收入	
金四圓	間作
差引金拾貳圓七拾九錢	損
累計金六拾九圓八拾壹錢	損
五年目	
支出	
金六圓	肥料
金壹圓五拾錢	敷草
金六圓	人夫十五人
金壹圓五拾錢	害蟲驅除
金四圓九拾錢	利子

金壹圓五拾錢	公租
計金貳拾壹圓四拾錢	
收入	
金參圓	間作
金四圓	果實四十貫
計金七圓	
差引金拾四圓四拾錢	損
累計金八拾四圓貳拾壹錢	損
六年目	
支出	
金八圓	肥料
金壹圓五拾錢	敷草
金六圓八十錢	人夫十七人
金貳圓	害蟲驅除

金五圓九拾錢	利子
金壹圓五拾錢	公租
計金貳拾五圓七拾錢	
收入	
金參圓	間作
金八圓九拾錢	果實七十五貫
計金拾壹圓九拾錢	
差引金拾參圓八拾錢	損
累計金九拾八圓壹錢	損
七年目	
支出	
金拾圓	肥料
金貳圓	敷草
金拾圓	人夫二十五人

金貳圓	害蟲驅除
金六圓八拾六錢	利子
金壹圓五拾錢	公租
計金參拾貳圓參拾六錢	
收入	
金拾六圓貳拾五錢	果實百二十五貫
差引金拾六圓拾壹錢	損
累計金百拾四圓拾貳錢	損
八年目	
支出	
金拾壹圓	肥料
金貳圓	敷草
金拾圓	人夫二十五人
金貳圓	害蟲驅除

金七圓九拾九錢	利子
金壹圓五拾錢	公租
計金參拾四圓四拾九錢	
收入	
金貳拾貳圓七拾五錢	果實百七十五貫
差引金拾壹圓七拾四錢	損
累計金百貳拾五圓八拾六錢	損
九年目	
支出	
金拾貳圓	肥料
金參圓	敷草
金拾貳圓	人夫三十八
金參圓	害蟲驅除
金八圓八拾壹錢	利子

金壹圓五拾錢	公租
計金四拾圓參拾壹錢	
收入	
金參拾貳圓五拾錢	果實二百五十貫
差引金七圓八拾壹錢	損
累計金百參拾參圓六拾七錢	損
十年目	
支出	
金拾五圓	肥料
金參圓	敷草
金拾貳圓八拾錢	人夫三十二人
金參圓	害蟲驅除
金九圓參拾六錢	利子
金壹圓五拾錢	公租

計金四拾四圓六拾六錢	收入
金四拾壹圓六拾錢	果實三百二十貫
差引金參圓六錢	損
累計金百參拾六圓七拾參錢	損
十一年目	
支出	
金拾五圓	肥料
金參圓	敷草
金拾貳圓八拾錢	人夫參拾貳人
金參圓	害蟲驅除
金九圓五拾七錢	利子
金壹圓五拾錢	公租
計金四拾四圓八拾七錢	

收入

金五拾貳圓

差引金七圓拾參錢

累計金百貳拾九圓六拾錢

果實四百貫
益 損

十二年目

支出

金拾五圓

金參圓

金拾貳圓八拾錢

金參圓

金九圓七錢

金壹圓五拾錢

計金四拾四圓參拾七錢

收入

肥料

敷草

人夫三十二人

害蟲驅除

利子

公租

金六拾五圓

差引金貳拾圓六拾參錢

累計金百八圓九拾七錢

果實五百貫
益 損

十三年目

支出

金拾七圓

金參圓

金拾貳圓八拾錢

金參圓

金七圓六拾參錢

金壹圓五拾錢

計金四拾四圓九拾參錢

金七拾壹圓五拾錢

收入

肥料

敷草

人夫三十二人

害蟲驅除

利子

公租

果實五百五十貫

差引金二十六圓五十七錢
累計金八拾貳圓四拾錢

十四年目

支出

金拾七圓

金參圓

金拾四圓

金參圓

金貳圓七拾七錢

金壹圓五拾錢

計金四拾一圓貳拾七錢

收入

金八拾四圓五拾錢

差引金四拾三圓貳拾參錢

損 益

肥料

敷草

人夫三十五人

害蟲驅除

利子

公租

果實六百五十貫

益

累計金三拾九圓拾七錢

十五年目

支出

金拾七圓

金參圓

金拾四圓

金參圓

金貳圓九拾五錢

金壹圓五拾錢

計金四十壹圓四拾五錢

收入

金百壹圓五拾錢

差引金六拾圓五錢

累計金二十圓八拾八錢

損

肥料

敷草

人夫參拾五人

害蟲驅除

利子

公租

果實七百貫

益

右の如くにして、栽植後拾五年則ち拾九年樹に至りて、初めて創業以來の總支出を償還し得て、尙ほ拾七圓餘の餘剰を見る。而して拾五年後は、勿論年により多少の豊凶ありと雖も、凡そ毎年四拾五圓乃至五拾圓の支出を以てして、百五十圓乃至二百圓の収入を得つゝ、五六拾年樹にまで到達し得可きものなり。

第四節 米國加州に於ける收支

我が柑橘業者の敬視す可き、柑橘生産地は北米カリフォルニア州を置いて、他あるなし、現今横濱神戸東京等の市場に於ける加州産オレンジの消費額に稍々大なるものあるは勿論、本邦より米國并に加奈太に向つて輸出する温州蜜柑は、又大に彼國市場に於て加州産オレンジと競争せざるべからず、如斯きの關係を有する加州が、如何なる收支を以て柑橘栽培に従事しつゝあるかを知るは、必ずして徒勞の事にあらざるべし、故に今ま左に南部加州に於ける、四十一エーカーの柑橘園に對する七ヶ年の收支計算を示すべし。

第一年

支出	土地四十エーカー代	金四千弗
	灌溉用井戸及ポンプ代	金千六百弗
	苗木代	金貳千弗
	苗木栽植費	金貳百弗
	培養費	金百貳拾弗
	苗木保護設備費	金五拾弗
	灌水器械運轉電力費	金參百弗
	耕作費	金八百弗
計		金九千七拾弗
第二年		
支出	苗木代(枯損植替)	金五拾弗
	耕作費	金八百弗

金參百弗	灌水器械運轉電力費
計金千百五拾弗	
累計金壹萬貳百貳拾弗	
第三年	
支出	
金八百弗	耕作費
金參百弗	灌水器械運轉電力費
計千百弗	
累計金壹萬壹千參百貳拾弗	
第四年	
支出	
金八百八拾弗	耕作費
金參百弗	灌水器械運轉電力費
計金千百八拾弗	

累計金壹萬二千五百弗	果實賣上高
收入	
金千五百弗	
差引壹萬壹千弗	
第五年	
支出	
金八百八拾弗	耕作費
金參百弗	灌水器械運轉電力費
計金千百八拾弗	
累計金壹萬貳千百八拾弗	
收入	
金四千弗	果實賣上高
差引金八百八拾弗	
第六年	

支出

金壹千弗

耕作費
灌水器械運轉電力費

金參百弗

計金千參百弗

累計金九千四百八拾弗

收入

金八千弗

果實賣上高

差引金千四百八拾弗

第七年

金壹千弗

耕作費

金百弗

培養費

金參百弗

灌水器械運轉電力費

計金千四百弗

累計金貳千八百八拾弗

收入

金壹萬弗

果實賣上高

差引金七千貳拾弗

純益

右純益金中より租税及び諸雜費として、六百弗を要するも、最初四千弗を以て購入したる土地は、七年目に至りて少くとも貳萬弗の價值を有するに至るが故に、栽培家の純益は貳萬六千五百貳拾弗となる計算なり。

第十四章 結論

以上章を分つ事十有三節を起す事又數十、以て聊か本邦柑橘栽培上の大勢を論じれば、茲に本論を結ぶに當り、産額需給状態等を記して、我が柑橘栽培の將來を卜し、果して如何の状態にあるかを窺はんと欲す。

第一節 柑橘増殖の趨勢

晩近果樹園藝の發達に伴ひ、九州四國、中國の暖地は勿論、京畿、東海道の海濱に接せる暖地に於て、柑橘殊に温州蜜柑を栽植するもの非常に増加し、今や先覺者をして温州蜜柑の將來を憂慮せしむるに至りたり、而も大正元年度に於ては、全國各地とも大豐作なりしを以て、一時價格の暴落を來し、爲めに一層之れが將來を慮るものあるに至れり、蓋し當業者としては、當然の憂慮にして、吾人の共に研究せざる可らざる大問題たらずんばあるべからず。

茲に於てか先づ既往數年間に於ける増加の趨勢を表示せば左の如し。

年次	温州紀州等		ネーデルオランダ		夏橙		其他ノ柑橘	
	本數	收量	本數	收量	本數	收量	本數	收量
三十八年	九〇、五二四	三、三三七、二六			四、七六〇		九、四九〇、〇〇	
三十九年	一〇〇、〇〇〇	三、〇〇〇、〇〇			六、〇〇〇		一、五七、七三三	
四十年	一一〇、八四七	三、四三三、八六三			四、八二七		一、九〇、三三三	
四十一年	一二七、五二二	三、二二〇、九三三			五、三三九		一、七〇、五五七	
四十二年	一三三、五五三	二、七九八、八四八	六、二六二	六、五三七	三、〇〇〇	九、九〇、〇〇〇	三、一〇、五六六	七、〇〇、〇〇〇
四十三年	一三三、五五三	三、六九三、三六六	七、七三六	九、〇九〇	三、二八六	一、一七、一五〇	三、〇〇、三三三	七、〇〇、三三三
四十四年	一三三、五五三	三、七二二、三五五	一〇、七六九	二、八六九	三、五〇一	一、一、〇〇〇	二、六八、〇〇〇	七、〇〇、三三三
大正元年			一〇、七六九					
同二年								
同三年								

果樹の統計は明治三十八年以來各府縣に於て調査する事となりたるも、府縣によりては未だ實數を知るに由なきもの無きにあらず、然れども大體に於て一般の趨勢を知るには足らん。

前表に據て見る時は、温州及紀州蜜柑は、三十八年に於て、九百五萬三千百九十四本

なりしもの、漸次増加して四十四年には千三百〇四萬九千九百九十六本となれり、即ち約四百萬本の増加を示し居れり、ネーグル夏橙其他各種柑橘の統計は四十年迄では區別せられず、四十二年に到りて初めて各別個に記載せらるゝに至りたるものなり、今ま區別さるゝに至りたる以後のものに就て見るに、ネーグルオレンジは四十二年に於て、六十二萬七千六百六十二本なりしもの、同四十四年に至り百〇六萬七千六百五十九本となり、約七割の増加を示し、夏橙は四十二年に於て二百七十萬六千〇〇二本なりしもの、四十四年には三百三十五萬〇百四十五本となり、約二割四分の増加を示し、其他の柑橘類は四十二年に於て、三百一十一萬五千二百八十六本なりしもの、四十四年に至りて二百六十七萬八千〇二十八本となり、約一割四分の減少を示したるなり。

今ま之等の樹數を以て反別に改算する時は如何、而して此際温州は一反歩平均八十本植とし、其他のものを六十本と見んか、温州は三十八年に於て一萬千三百六十五反なりしもの、四十四年に於て一萬六千三百一十一町五反となり、四千九百九十五町歩の増加を示し、ネーグルオレンジは四十二年に於て、千〇四十六町一反歩な

りしもの、四十四年には千七百七十九町四反歩となり、七百三十三町三反歩を増し、夏橙は四十二年に於て四千五百十町歩なりしもの、四十四年には五千五百八十三町六反歩となり、千〇七十三町六反歩を増し、其他の柑橘類は四十二年に於て、五百七十五町五反歩なりしもの、四十四年に於て四千四百六十三町四反歩となり、七百七十二町一反歩を減せり、而して四十四年に於ける柑橘類の總反別は實に二萬八千百三十七町九反歩となる、之れを他の重要作物の栽培面積と比較せんか、寧ろ其の數甚だ僅少なるに驚かざる可からず。

然らば次に産額に就て比較せんか、温州蜜柑は三十八年に於て、二千三百二十二萬七千七百十六貫目なりしもの、四十四年に至りては三千四十四萬二千五百五十六貫目となり、六割餘の増加を示せり、ネーグルオレンジは四十二年に於て六十五萬千三百三十七貫目なりしもの、四十四年には百二十八萬六千二百九十五貫目となり、殆んど二倍の増加を示し居れり、夏橙は四十二年に於て、九百九十二萬〇二百四十三貫目のもの、四十四年には千七百七十六萬〇百二十貫となり、約二割の増加に相當す、而して其他の柑橘類は四十四年に於て、七百〇三萬千〇九十五貫なりしもの、四

十四年に至りて七百三十五萬十貫となり、約五分の増加を示すものなり。かく栽培面積の増加に比較して、收穫高の増加著しきは、漸次盛果年齢に達したる樹多きと、栽培法の改良によれるものと見ざるべからず。

以上は單に全國に於ける、柑橘栽培反別及び其産額を示したるものなるが、今ま進んで各主要産地に於ける、栽培本數及び之が増加の實勢を示し、又如何なる方面に於て最も多く増殖しつつあるかを見るは、蓋し趣味ある問題たらずんば、あらず、今ま左に之を掲げん。

主要産地に於ける栽培本數の統計(温州及紀州)

府 縣	年 次	
	明治三十八年	四十年
神奈川	二七九、三〇〇	四三〇、九八一
靜岡	七六、二六七	九二、七三四
愛知	六五、二五七	八一、九四四
三重	一三〇、一一一	一六、三二七
三岐	三九、四九六	一四、九六一
府 縣	四十年	四十二年
神奈川	四三〇、九八一	四七四、九六八
靜岡	九二、七三四	一〇七、七六二
愛知	八一、九四四	九四、五三三
三重	一六、三二七	二〇、八七九
三岐	一四、九六一	一〇、六三五
府 縣	四十二年	四十三年
神奈川	四三〇、九八一	四八〇、五五三
靜岡	九二、七三四	一三二、四〇五
愛知	八一、九四四	七九、〇四九
三重	一六、三二七	二五、四二八
三岐	一四、九六一	一〇、六三五
府 縣	四十三年	四十四年
神奈川	四八〇、五五三	四九〇、〇二二
靜岡	一三二、四〇五	一四〇、八四四
愛知	七九、〇四九	九三、六二五
三重	二五、四二八	三三、六四八
三岐	一〇、六三五	二七、九〇六

府 縣	明治三十八年	四十年	四十二年	四十三年	四十四年
京都	一八、三三三	二二、五七三	一六、七四〇	二二、八二五	二五、五七三
大阪	一三、五七〇	一八、六四五	一七、五八九	一五、七四九	一四、四二七
奈良	二、七二四	一、三九〇	二、五三〇	二、六七五	二、九六三
和歌山	三、〇四五	三、〇九一	三、三九九	三、四六八	三、五八一
兵庫	二、九五九	一、五八七	一、六四三	一、七二〇	一、八二四
岡山	一、五〇五	一、四七二	一、九八三	三、〇〇七	三、一〇八
廣島	七、七〇五	一、〇〇六	九、三三二	一、〇七五	一、八四七
山口	三、〇七〇	二、四七六	二、五七五	二、八九二	二、六九五
徳島	三、六五四	六、〇九七	八、八八三	七、四四五	一、三五一
香川	二、三四七	一、八九五	二、八三〇	三、一四五	三、〇七〇
愛媛	一、〇〇七	二、九八六	七、一三三	八、二二一	九、〇三六
高知	一九、六二九	三、八九七	三、六四四	三、六四四	四、〇八八
福岡	一、三七五	一、八四九	二、三〇五	二、七七八	二、四二〇
佐賀	一、三六六	四、三八六	六、七八二	四、〇七八	四、三三八
大分	一、二九〇	三、二七九	一、五〇八	三、八六六	一、〇七六
熊本	三、九四六	七、〇七二	五、七九四	九、六七二	一、二七八
宮崎	二、八二八	三、七二六	二、九五八	二、五〇四	二、九六八
鹿児島	二、八二八	三、七二六	二、九五八	二、五〇四	二、九六八

長

崎

四三三三

四九九三

五〇四〇

五六四三

三六六七

右表により、三十八年に比し四十四年に増加したる本數、及び三十八年の本數を百として四十四年の増加率を表示せば左記の如し。

三十八年に比し四十四年に於て増加したる本數

三十八年と四十四年との比例(三十八年を百とす)

府	神奈川	二一九四九一	一七九
縣	靜岡	六九〇六七七	一九六
	愛知	二八八四五八	一四五
	三重	一八六六三七	二三七
	岐阜	八八四六〇	三三四
	京都	五七二五〇	一二九
	大阪	九一五二六	一〇七
	和歌山	四七五九九一	一一六
	兵庫	三三〇七一	一二六

岡	山	九〇三九	一三八
廣	島	三六二九二九	四一五
山	口	六一四二二	一八〇
德	島	一三一二三五	二〇〇
香	川	九五九八七	三六二
愛	媛	二〇七三三三	二六八
高	知(一)	八三一	九二
福	岡	二二四六五八	二一四
佐	賀	一〇七七七八	一七八
大	分	二二五四二二	一九一
熊	本	一九〇四九四	二七〇
宮	崎	七一九三二	二八一
鹿	島	一三一〇一	一〇五
長	崎(二)	九五五八八	七九

右に就て見るに、増加率は廣島縣最も多きを占め、香川、岐阜、宮崎、熊本、愛媛、三重、福岡、徳島、静岡、大分、佐賀、神奈川之に亞ぎ、和歌山の如きは却て下位にあり、而して高知、長崎に至りては幾分減少せるが如き奇觀を示し居れり、されど單に増加率のみを以てしては、未だ其實勢を知る事能はずして、反つて誤解を招く恐れなきにあらず、何んとなれば縦令増加率大なりとするも、其實數に於て少き時は、其地方の實際の勢力は微々たるものなればなり、即ち岐阜の如きは増加率に於て三百二十四を示すと雖も、其實數に至つては、百〇七なる大阪の下位にあるが如き即ち之れなり、故に實狀を知らんと欲せば、須らく六年間に於ける、増加本數に就て見ざるべからず、愛媛の如きは増加率に於て最上位を占め、實數に於ても亦た甚だ少しとせず、静岡の如きは増加率、増加本數共に頗る優勢にして、實に第一位に居るが如し、今ま増加本數に據りて、主産地の順位を示せば次の如し、

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| (1) 静岡 | (2) 和歌山 | (3) 廣島 | (4) 愛知 | (5) 大分 |
| (6) 福岡 | (7) 神奈川 | (8) 愛媛 | (9) 熊本 | (10) 三重 |
| (11) 徳島 | (12) 佐賀 | (13) 香川 | (14) 大阪 | (15) 岐阜 |

- | | | | | |
|---------|---------|---------|---------|----------|
| (16) 宮崎 | (17) 山口 | (18) 京都 | (19) 兵庫 | (20) 鹿兒島 |
|---------|---------|---------|---------|----------|

(21) 岡山

此増加本數の順位は能く其地方が柑橘に適し、又現に主要産地中鏽々たる位置を占有し居るものたる事を表顯して餘りあり、即ち静岡、和歌山、廣島、愛媛、大分、熊本及び神奈川の如き、何れも現時我が邦に於ける温州の著名産地にあらざるものなきなり。

第二節 各府縣の現況と其將來

各府縣の過去及現況より推論して、將來果して如何になり行くやを窺ふは蓋し趣味ある問題にして亦た最も必要の事に屬す。

愛知縣は其統計に就て見る時は中途非常なる増減ありて其數字に疑はしき點多し、該縣下御油附近には品質極めて優良なるものを産出するも、其産額少く碧海郡豊橋附近、知多半島其他各郡に多少栽植するものあるも、其栽植本數及増加本數は實際よりも多からざるを疑はしむ、然りと雖も該縣下の適地、即ち御油附近及知多

半島に於て盛んに栽植するに至らば、現に統計表に顯れ居る位の本數に達せしむる事は容易ならんも、之れ以上の收量に達せしむ可き餘地あるやは疑なき能はず。高知縣は數年來盛んにネーグルオレンジを増殖しつゝあるも、温州は統計表に於て減少を示し、此減少は紀州を伐截してネーグル其他を高接したるによる居れり、されど風土の上より見る時は、最も温州蜜柑の栽培に適し且つ又栽植す可き餘地澤山なるが故に當局者の奨勵と、當業者の奮發とによりては、將來大に増殖し得て著名の産地となす事敢て難事にあらざるなり。

廣島縣は近時瀬戸内海の島嶼、即ち大長、久友地方に於て長足の進歩を成しつゝあるが、尙ほ其他の島嶼及本土にありても、至適の地少からず、即ち到る處綽々として増殖の餘地ありと云ふ可きなり。

熊本、大分の二縣亦た然り、熊本縣の小天、大分縣の津久見、青江の如きは現今盛んに優品を産出しつゝあり、而して兩縣共其海岸地方には、尙ほ至適の地頗る多し、故に近年著しく増加しつゝあるも、尙ほ將來發展の餘地充分なり。

大阪府は現在の植付樹數に於ては、全國中第二位を占め、其産額亦た甚だ大なるものあるも、近年の増加率に至りては、誠に微々たるものなり、之れ蓋し最早適良の餘地殆んど無きが故にして、今後に於ける計畫は、更らに栽植範圍の擴張を圖らんよりも、寧ろ現存せるものにつき、之が改良に努力する方、利益なる可きかを思はしむ。静岡、神奈川、和歌山の三縣は、何れも温州蜜柑の産地として、現時最も首要の位置にあり、而して今日迄での増植本數を見るに、是れ亦た決して少きにあらざり、然りと雖も、今後に於ける増加率は、今日までの如き數量を示す事能はざるは明かなり、何んとなれば三縣共至適の地と目す可きものは、既に殆んど栽植を了したるの觀あればなり、就中静岡縣に於ける伊豆方面は、猶ほ開園す可き餘地最も多き所なるも、同地方は漁業其他の關係上陸地農業は、未だ俄に發達す可き機運に向はざるなり。宮崎縣は世人の知る如く、交通不便なるが爲めに何事も遅延せり、従つて産業の如きも亦極めて幼稚なりき、されど鐵道の開通と共に漸次開拓せられ、縣當局者として専ら力を殖産の振興に盡し、柑橘の如きも亦た盛んに奨勵せられつゝあり、由來本縣は氣候溫暖土地豊沃にして、柑橘の生長結實共に極めて良好の地なれば、良種を撰擇して開園するに至れば、必らずや好成绩を擧げ得可く、而して栽培す可きの

餘地甚だ多きが故に、將來最も多望の地なりと云はざるべからず。鹿兒島縣は久しき間縣農會に於て、苗木を養成し之を縣内に配布せり、故に統計上の樹數は相當の量に達し居れり、されど本縣の農家は舊來温州蜜柑に就ては、多く經驗を有せざりしと、熱心の足らざりしとにより、栽植後枯死せしめたる數意外に多からざるを思はしむ、然も今や交通の便開け、農業者も大に奮勵するに至りたれば、今後は宮崎縣と等しく急速なる進歩を見る可きものにして、又擴張の餘地綽々たるものあり。

長崎縣も亦縣農會に於て、多數柑橘苗木を養成し、又郡に於ても同様苗木を養成して、之を一般當業者に配布せり、而して其數甚だ多かりしが故に、一時統計表に現れたる數字は非常に多かりしなり、されど當時當業者に經驗無き者多かりしと、配布中に種々なる故障ありたるが爲め、枯損したる數意外に多く、四十四年の本數反つて三十八年のものに比し、減少したるが如き奇觀を呈するに至りたるなり、然れども本縣は其海岸地方に在りては、猶ほ温州蜜柑の産地多きが故に、將來尙ほ増殖の見込充分なり。

以上記述したるが如き事情と実績より見て、今後尙ほ大に増殖の餘地ありと思はるゝは、廣島、山口、愛媛、高知、徳島、宮崎、鹿兒島、熊本、大分の九縣なる可し、故に之等の諸縣に於ては、縣當局者及び當業者の奮勵如何によりては、大に面目を一新す可きものなり。而して静岡、和歌山、大阪、神奈川等は、今後大なる増加は希ふ可からざるも、而も毎年幾分の増殖は期せずして行はれ、同時に從來栽植したる苗木の大成するに伴ひ、漸次産額増加し且つ品質も優良となるが故に、依然市場に於ては優勢の位置にあるや必せり。

次に余は主要産地を東海方面、近畿方面、中國方面、四國方面、九州方面の五個に大別し、以て其栽植本數及増加の趨勢を見るは、經濟關係の上よりして、最も有益にして又趣味ある問題なるを思ひ、左に三十八年以降の実績を表示すべし。

温州及紀州蜜柑

東海方面	年次	
	方	面
一八〇三二	三十八年	四十年
	四十二年	四十三年
	四十四年	

近畿方面	四七八六五	五四七七一	五九九九元	五四八〇五	五二五八四
中國方面	三四五七六	四六四一八	四八三七四	六〇八八九	八〇〇三九
四國方面	三九〇五六	六四五六〇	六七六三四	七二九四〇	八七五四三
九州方面	一四九三六	一九五三〇	一九四六八	二四二九四	三〇〇六七

右表により各方面の三十八年に比し四十四年までに増加したる本数を示せば左の如し。

- 東海方面 一四七三七二三_本
- 近畿方面 七九七一八八
- 中國方面 四五六四六一
- 四國方面 四二六二八四
- 九州方面 七二七七九八

是によつて見れば、東海方面最も多く増加し、近畿之に亞ぎ、九州、中國又之に次ぎ、而して四國は最下位にあり、此の増加の趨勢は大體に於て實勢を示せるものなりと信ず、而して如何に或る地方の風土が柑橘の栽培に適當すと雖も、其地に於て實績

を擧げたるもの無き以上、一般當業者は決して之に身心を傾注せざるものなり、反之其實益あるを認めたる地方に於ては多少風土の不可なる地方までも、勢に乗じて栽植するに至るものなり、されど是は人情の止み難き所にして、斯る關係より先覺の地たる東海方面、近畿方面は今日の所最も優勢を示し居れるなり、然りと雖も今後年を経るに従ひ、新栽培地に於て、盛に結果年齢に達し相當の利益あるに至れば、自ら之を栽培するもの増加し、不知不識の間に普及し發達するものたるや必せり、知らず廣島縣下に於ける不側の發達の如きは是が真相を説明して餘りあるものと云はざる可からず。於是乎九州方面及四國方面の如き比較的新開の地は現今栽植せる樹數が相當結實するの時に至つて、俄かに栽培面積を増大し、茲に於て初めて大なる發展を見るに至る可きを信ず。

以上記述したる所を以て觀れば、現時我が國に於ける柑橘栽培が如何なる状態に在るか、而して將來如何の程度を以て進運す可きものなる乎の大意は、之を察知し得べし、茲に一言す可き事は、柑橘類は他の果樹類と異り、之が栽培に經驗なきものにありては折角栽植したる苗木を其儘枯死せしむる事多く、又活着するも其發育

極めて不良なるものにして、其量少くとも五分以上一割を下らざる可し、是れ新開地に於て苗木植込みの數に比し實數の伴はざる所以なりとす。

第三節 産額の増加と其需要

我が邦の柑橘類を代表せる温州蜜柑の産額は、前節統計表により示したるが如く、三千七百四十四萬二千五百五十六貫目なり、而して今ま一貫目の價額を十四錢とする時は、其金額五百二十四萬九百〇一圓八十四錢となる、此産額は必らず實數よりも少きものにして、是を達觀するに我が温州蜜柑は、少くとも七八百萬圓に達し居れり、今ま假りに八百萬圓の産額なりとするも、其量決して多からざるを思はしむ、而して之等は何れも明治三十五六年迄でに栽植したるもの、結果量にして、其後に至り植付けたるもの、及び今後栽植す可きものにより、幾何の産額を増加し得る乎を見るに之れを前記豫想より打算する時は、約五割の増加に過ぎざる可し、即ち全盛期に於ける温州蜜柑の産量は千二百萬圓に達す可き計算なり、之を將來に於ける需要の上より見て、果して過多なるや否や、以下姑らく此問題につきて論究

する所あるべし。

一、十年後に於ける内地需要の増加

温州蜜柑の相場は、地方により幾分の相異なる可きも、去る三十六年以來漸次に騰貴し、三十七八年戰役後頓に上騰し、爾來四十四年迄では殆んど同一の價格を持続せり、然るに大正元年は米價暴騰し、加ふるに經濟界不振なりしと、温州蜜柑の大豊作よりして、十年以前なる三十六年頃の相場に逆行下落せり、然れども之れ全く一時の現象にして、之を以て直に供給増加の爲なりと云ふ事能はず、我が内地に於ける消費状況を見るに、交通の便開け運賃の低下するに伴ひ、從來殆んど見る事能はざりし邊鄙の地に至るまで、温州蜜柑の店頭に陳列せらるゝに至りたりとは云へ、而も未だ全國に普及せりとは云ふ事能はず、北陸、東北、北海道等の鐵道は毎年延長されつゝありと雖も、之が完成を見るは何年の後なるか計り知る事能はず、鐵道の延長は雖て柑橘販路の擴張にして、其全く完成するに至りたる曙に於ては、大正元年の豊作等は、恐らくは問題とならざる可し。

今や我が人口は年々五六十萬人を増加しつゝあり、故に十年後に於ては、五六百萬

人を増加する計算なり、然れば之等五六百萬人は十年後に於ける柑橘の消費者にして、其量亦た決して少しとする事能はず、現今に於ける我が國民の資力は、之を歐米に比すれば甚だ僅少にして、殆んど比較する事能はざるが如しと雖も、今後産業の發達に伴ひ、國民の資力増大するは疑なき所なり、而して資力の増加はやがて消費力を豊ならしむるが故に、従つて温州蜜柑の如き亦た其消費量を増大するや必然の勢なりとす。

次に我邦人の果物嗜好の程度如何を見るに、近年著しく向上増加したりと雖も、尙ほ未だ十分なりと云ふ事能はず、今後資力の増加と、文物の發達とに伴ひ、果物嗜好の度は益々高まる可き筈のものなり。されば邦人に最も愛用せらるゝ温州蜜柑が、今後數倍に増加したりとて、決して供給過多を訴ふるが如き事無きを得ず、我が人口を五千萬人とし、之に對する温州蜜柑の産額は僅に八百萬圓なるが故に、生産量の總てを内地に於て消費するものとするも、一人僅に十六錢に過ぎざるなり、一家を五人とする時は、一戸當の消費量八十錢に過ぎず、之を以て見れば如何に資力乏しく、又果物に對する嗜好程度低き國民とは云へ、愈々全國に普及するに至れば、

現在の生産額を消費するに、何の難事か是在らん。

二、柑橘の輸出量と價格

我が柑橘類の輸出數量及價格は如何のものなるか、左に統計によりて之を示さん。

柑橘輸出仕向地及數量價格

國名	明治三十六年	同三十七年	同三十八年	同三十九年	同四十年
英領亞米利加	一、六三、八五六	八七、七三三	九六、四一五	七六、三五〇	一、五八、七四七
清國關東州	三、六八〇	三〇、三六三	三六、三三三	二七、六九四	六、九四七
朝鮮	三三、九七五	四、五三、三八三	二、六〇、五三三	四、五〇、〇四三	六、二四三、九三三
露西亞	一〇、二七〇	一六、七六四	一、八七、七五	三、九六、〇三九	三、八七、三七一
北米合衆國	七、九一七	一、五九、六五五	三、一〇、六六五	三、五九、九二六	二、六六、九五四
其他諸國	三〇、四四一	六、九五四	一、三三、五五五	一、五九、九二六	一、四三、三六九
計	七、九一七	七、四一、七〇	一、八三、六六六	八、七四二、八八三	七、九四二、三三三
數量	四、九三三、〇九九	三、三〇五、八九〇	八、九七〇、九三三	一、七、三三三、〇八一	一、九、一七〇、五三七
價額	一、七、七〇〇	三、三、七七一	一、七、七〇〇	一、八、〇〇〇	一、〇〇、〇〇〇

國名	明治四十一年	同四十二年	同四十三年	同四十四年	大正元年
英領亞米利加(數量)	八〇,二七七	八九,九八六	一,六五,二八八	一,五〇,八一三	
清國	三三,六一一	三六,三三三	八八,二〇〇	九二,九三三	
關東州	二,六二七,六六三	三三,三〇〇	三三六,一四八	四九,三三八	
朝鮮	二,一九六,三三三	一四,九五九	一四,四九四	三二,八六三	
露西亞	五,〇五,〇〇八	四,五〇三,八三三	四,七二,七八九	三,三七五,〇〇三	
北米合衆國	六,元七,〇二九	四,六七四,六二八	二,三三三,二二六	四,七三八,八八九	
其他諸國	二八五,九〇四	一,九六,六八四	八八,〇二五	二二,三三〇	
計	一〇,一八三	四五,〇四八	五,〇四四,九四三	四,九八,三八五	
同	九,六三〇	四〇,〇四八	七五六,〇九六	三九,八八八	
同	五三三	一〇,〇〇〇	四八,八四七	一七,〇九三	
同	七四,五三三	八〇,九八八	一四,二八七,三九九	一五,四四一,八六六	
同	七四,五三三	八〇,九八八	七四六,一八四	七五,〇二六	

左に各方面に於ける實狀につき説明する所あるべし。
 滿洲方面に對する輸出

前表によりて見る時は、四十二年頃より年毎に幾分の減少を示し居れり、而して之れは彼地に於ける需要の減じたるが爲めなりやと云ふに決して然らず、輸送上不完全の點ありたるが爲め荷損じ多く、又取引不完全なりし爲め代金の回収意の如くならざりしにより、輸出業者に於て手控へたると、内地に於ける作柄幾分不良なりしに、一方に於て内地の需要頓に増加したる等に起因するものなるべし。余は大正元年秋季に於て滿洲方面へ出張したるが、此際我が温州蜜柑の販路及び將來につき信用するべき人により聞き質し、又彼地に於ける果實消費の狀況につき自ら調査する處ありたり、之等によつて見るに將來、輸送、荷造、商取引等の改善に伴ひ、大に消費量を増大す可きものなる事を確認せり、該地にては冬季梨、苹果、其他數種の貯藏果實市場に現はるゝものありと雖も、其量決して多からざるなり、故に我が苹果温州蜜柑の如きは、此時に於て最も歓迎せらる可き運命を有するものなり。大正元年は温州蜜柑大豊作なりしを以て、内地にては不況ならんと思ひ、各地共争うて滿洲方面へ輸出せり、之を前年に比較する時は、非常なる増加なりしならんと思はる、之が爲めに所謂供給過多に陥り、遂に投賣するの止む無きに至らしめたり、

之れが爲めに取扱商及び輸出者は多大の損失を被りたらんも、以て支那人をして廣く本邦蜜柑の美味を知らしむる事を得たるなり、故に將來に於ける販路擴張上に少からざる利益を興へたるものなり、而して滿洲は南滿鐵道の爲めに大豆其他の農作物各地に輸出せられ、且つ價格騰貴したるが故に、同地方人の收入は自ら増加せり、従つて購買力も大に増大となりたる譯なり、而して此趨勢は今後益々發展するものたらざる可からざるが故に、彼等の消費力は逐年増加すべきものと見て差支なからん、故に滿洲方面への輸出は、支那人をして我が溫州蜜柑の眞味を解せしむると共に、益々増大せしめ得べきものにして、將來頗る有望なりと云はざるべからず。

天津、北京、青島方面

次に天津、北京、青島方面への輸出は如何、年に幾分の増加を示し居るとは云へ、前表に示すが如く、僅に二萬二千餘圓にして、牛莊を主たる輸出地とし、他は極めて少量なり、天津の如きは日本商人が進物用として、或は外人の依頼によりて少許の輸入を爲すに止る、北京に至つては一層少量にして、恐らくは千圓を出でざるべし、余は

大正元年秋北京、天津方面に行き、溫州蜜柑の輸入狀況を調査せしに、右の如き有様にして、殆んど商品として計上するに至り居らざるなり、而して北京以南に至りては、恐らくは少しの輸入さへ無き有様なり。

天津は人口八十萬以上にして、各國の租界あり、大厦高樓軒を列べ、恰も歐米の都市に於けるが如く、市場としては英國租界及佛國租界に歐洲風のものあり、果實蔬菜及鳥魚肉を販賣しつゝあるが一日の賣揚高は蓋し尠少にあらざる可きを思はしむ、支那街の如きも極めて清潔にして、道路廣く家屋又立派なるもの多し、北清唯一の貿易地丈けありて商品の出入頗る多し、即ち直隸省殊に北京に於て需要する物品は、殆んど悉く此地を通過するものなり、又此省の産物は概ね此港を通じて輸出する状態にあり、故に天津が商業地として年々著しく發展するは、寧ろ當然の事と云はざるべからず、殊に津浦鐵道も開通したれば、山東省及其内の産物も亦た幾分此港に集る可きなり、而して此方面への輸入品も亦た此處よりするもの多からん、天津の地は如斯く將來多望なり、然れば我が溫州蜜柑を此地に輸出し、進んで北京其他に供給するは頗る有望の事業たるを疑ふ事能はず。

天津の市場につきて見るに、葡萄、苹果、洋梨、支那梨、胡桃等各種の果物を販賣し、其價格は一斤(百五十匁)十錢乃至廿錢位を普通とし、極めて高價なり、大正元年十月中旬此地に來りたる時、文旦、柚の如きもの少許を見たり、而して春期に至れば、所謂廣東オレンジの優物現出する由右の價格より見る時は、温州蜜柑の輸出は確に有望なり、從來六十個入位のもの一箱八十錢乃至一圓位なりしと云ふ、此價格を以てせば、無論輸出して引合ふ可く、今ま少し下落したればとて、相當の利益あるや必せり、余は視察の際小幡總領事及中山三井支店長の斡旋により、該地に於て最資産あり、且確實なる武齊洋行に相談し、歸來土地の二三氏に命じ、試験的に小箱三百個を輸出せしめたるも、不幸にして失敗に終りたり、今ま本失敗の原因を述べんに。

四十四年春和歌山市に於て柑橘大會を開催したる時、天津北京方面へ試賣的輸出を試むるにより、相當の補助ありたき旨を主務省へ建議す可き事を可決せり、されど余が出發の日までは、補助せらるゝや否や不明なりしを以て、余は全然補助なきものと思ひ居れり、猶ほ又九月下旬大連に於て南海洋行を訪問せし際、店員より本冬は天津北京方面へ試賣するやも知れず、と云ひ居れるを聞きたるも、直に實行す

可きものと思ひ居らざりき、故に天津に於て武齊洋行と約束し、十月下旬歸場し、直に約束通りを二三氏に勸誘したるなり、然るに其後に至り聞く處によれば、大阪、静岡、和歌山の一府二縣柑橘聯合組合に補助金を下附せらるる事となり、之等の各組合よりは視察員を派遣し、各視察員は各々相當の温州蜜柑を積み込み出發したるなり、而して南海洋行の如きも豫ての計畫を實行し、多數の温州蜜柑を天津へ輸送したり、其他各地よりの輸入ありたる爲めに、忽ちにして天津市場は供給過多となり、加ふるに當地住人の多くが未だ温州の何物たるかを解し居らざるが故に、賣行頗る不良なりしかば、遂に投賣するのやむ無きに至りたり、如斯特別なる事情の爲めに、此年は悉く失敗に終りたるも、漸次同地人の嗜好を誘起するに從ひ、將來必ず大消費地と化するは蓋し疑なき所たらざるべからず、今ま参考の爲め同年同地に於ける、温州蜜柑の勘定書を掲出す可し。

大正元年十一月十七日大阪積大信丸輸入蜜柑七十五箱

同 年十一月二十四日大阪積大智丸同

合計百五十箱 小箱四個を以て一箱とす

内參相見本無代各取引先へ配布す
四相賣却の際腐敗引として交附す
差引百四十三相を販賣す

收入

金百六拾四圓四拾五錢

百四十三相代但一相壹圓拾五錢

支出

金百〇八圓八拾五錢

諸掛費

内

金三圓貳拾九錢

賣揚の二分仲買手数料

金四圓參拾九錢

賣揚の三分商店手数料

金貳拾貳圓五拾錢

天津丸積七十五相天津大阪間運賃

金六圓〇九錢

大阪積込諸費

金八圓八拾九錢

天津輸入税及修河税

金參圓七拾五錢

天津取引所諸費一相五錢

金壹圓

通關手数料

金貳拾貳圓五拾錢

大智丸積七十五相天津大阪間運賃

金貳拾圓貳拾貳錢

静岡大阪間汽車賃

金貳圓六拾參錢

大阪積込諸費

金八圓參拾錢

天津輸入税及修河税

金參圓七拾五錢

天津取引所諸費一相金五錢

金壹圓

通關手数料

差引金五拾五圓六拾錢

右の中第一回分の静岡大阪間の汽車運賃は發送地に於て支拂ひたるが故に金
廿圓二十二錢を差引かざるべからず故に正味手取金は參拾五圓三十八錢なり。
右の如くにして、一箱の價格は僅に五錢七里餘に過ぎざるが故に、箱代繩代を差引
けば、蜜柑は無代となる計算なり。

武齊洋行は年々少量宛の蜜柑を大阪より輸出しつゝあるが、今正大正元年十一月
廿四日大智丸にて約八十個入の小箱三十二個を大箱に入れ、此大箱八個を天津に

送り、之れが天津に於て幾何に販賣されしかは不明なるも、武齋洋行大阪支店に於ける計算書は左記の通りなりき。

金百四拾六圓七十八錢

天津までの諸掛代

内

金貳拾壹圓拾五錢

大阪天津間運賃

金貳圓

積込費

金七拾五錢

保險

金百貳拾貳圓八拾八錢

蜜柑代箱代其他

天津に到着したる後、輸入税引取費通關稅等にて少くとも十三圓を要す可し、故に天津の店肆に着したる時は百五十九圓七十八錢となる可し、而してこは二百五十六箱の原價なるが故に、一箱の價格は六十二錢四厘に相當す可し、之れを八十錢に賣却すとせば十七錢餘の利益ある可く、更に一圓に賣却し得ば三十餘錢を利する譯なり。

天津方面へ輸送す可き船賃は郵船及商船の協定したるものにして、一噸六圓の規

定なる由、されど出荷の増加に伴ひ同業者の交渉如何によりては、尙ほ幾分引下げ得可きものなるべしと思はる、通關稅は從價稅にして五分なるが故に差までに重き負擔にあらず、北京に出す可きものは尙ほ釐金稅を課せらる、而して之は二分乃至二分五厘なるべし、若し同國に於て温州蜜柑と競争す可き他品ありとせば、之等の稅金は取引上大關係を有す可きものなるも、幸にして支那には之と競争す可き柑橘なし、彼の廣東オレンヂの如きは、品質優良にして温州蜜柑に優る事數等なるも、其價格頗る高く、數量又多からざるが故に競争品と見る可きものにあらず、故に愈彼等の嗜好に適するに至らば、價格も相當の點まで上昇し、充分引合ふに至る可し。

只だ天津行路に就て注意す可き事は、結氷の爲め十二月末に至れば汽船の寄航せざる事是なり、故に必らず夫れ以前に輸出せざる可からず、而も更らに三月融氷後に至りて輸出せば、大に有望なる由なり、此點より見る時は將來ネーグルオレンヂの輸出亦た頗る有望なりと云はざるべからず。

青島は十數年間獨逸の經營したる地にして、近年著しく發展したるが猶ほ將來發

展の餘地充分なり、殊に山東省は古昔より開け、人口二千萬以上に達せりと云ふ極めて稠密なる、而して又相當に富裕なる地なり、又青島より濟南府迄は既に鐵道の通するあり、津浦鐵道亦開通したるを以て、省内の交通大に面目を革めたり、故に此方面への輸出も亦た、將來大に有望なりと信する、のなり。

以上述べたるが如く北清方面に向つての輸出は、將來大に有望なる事業にして必らずや有力なる消費地となる事、今より斷言するに躊躇せざるなり。

浦港方面への輸出

浦港へ輸出する温州蜜柑如何と見るに、前掲統計表に示すが如く、此の四五年間は殆んど一定し、大なる増減無かりしも、西伯利亞方面は今後人口の増加と産業の發達に伴ひ、益々消費額増加す可き理なり、同地は露國政府に於て、年々數十萬人を移住せしめつゝあるが故に、人口は逐年増加の一方なるも、之等數十萬人は何れも罪人扱ひにして、一定の資産なきが故に、従つて購買力も亦た微弱なり、唯哈爾濱は露國が極東政策上最も力を盡しつゝある所にして、人口も大に増加す可く、將來最も有望の地なる可し。

浦港に輸入す可き果物に對しては、特に徵稅せざるも、貨物の重量に隨ひ、ブード稅なるものを賦課す、而して其料金は一ブード(四貫三百六十匁)に付き五哥の割合なり。

朝鮮方面

朝鮮は統計表に見るに、近年殆んど増減なく、大發展を認むる事能はざるも、今後邦人の移住するもの大に増加し、産業の發達に伴ひ富力増大するが故に、従つて購買力も大に高昇す可く北清地方と共に後來多望の地と云はざる可からず、現時に於ける其數量より見るも、決して浦港、北清等に譲る所なく、寧ろ彼等二地方に比し迅速なる發達を遂く可きものと信す。

朝鮮は目下の處從價稅にして、其割合は評定價格の百分の五なり、而して稅關に於ける評定價格は温州蜜柑百斤につき五圓夏橙同三圓五十錢なり。

米國方面

米國にては加州、フリダ州其他の産地に於けるオランダ栽培は逐年盛況に進み、今やオランダの輸出は年一年増加し、反之輸入は年々減少の一方にあり、而も同國に

於けるオレンヂの品質は非常に優良なり、されど温州蜜柑に至りては風土の適當せざるが爲めか、其品質甚だ思はしからず、而も勞銀高く、之を採收するに多大の勞力を要するが故に、將來とても温州の栽培は決して發達すべき運命にあらざるなり、故に本邦産温州蜜柑は同國に於けるオレンヂの未だ市場に現れざる以前に於て、毎年幾何の輸出をなしつゝあるなり。

米國は云ふまでも無く大陸なるが故に、氣候の激變する事本邦等の比に非ず、現に大正元年の如きは冬期に於て突然溫度の非常なる下降を來し、各地ともオレンヂ樹に大損傷を與へたるなり、就中著名産地リヅハーサイドの如きは約四割の減收ならんとの事なりき、斯る突然の出來事よりして年により幾分の増減はあらんも、我が邦に於ける撰果荷造等の改良に伴ひ、現在よりも幾分輸出量を増加せしめ得るは明白の理なり、然れども種々の關係上、東洋地方に於けるが如く、大なる増加は到底望む可からざるものにして、先づ五六十萬圓を以て満足せざる可からざるべし、さは云へ土地廣く購買力大なる所にして、現に今日同國へ輸入するレモンの如き、年額數百萬圓に達し居る所より見れば、或は我が温州蜜柑にしても、其方法宜し

きを得ば、百萬圓以上に發せしむる事を得可きやもまた知るべからず。

米國に於ける關稅は布哇に於て一磅十八仙、合衆國に於て一磅卅六仙なりしもの大正二年より改正せられ、立方呎に對し十八仙、立方呎に對し三十五仙、立方呎に對し七十仙を徵集する事となしたり、されど英領加奈太は依然として無稅たるなり。近來合衆國及布哇に向つて輸出する數量は著しく減少したるも、加奈太に於けるシャトル、ピクトリアを初めとし、エドモンド、バンクラーパー等は近年幾分の増加を示しつゝあるなり。

要之温州蜜柑の輸出は、各種果實中最も有望なるものにして、實際に於て相當の盛況を實現せしむる事も、蓋し遠きにあらざる可し、殊に近年産額の増加に伴ひ、各産地に於ける當業者及び商人の態度著しく變化し、海外輸出に向つて多大の注意を拂ふものあるに至れり、其結果として府縣に柑橘同業組合聯合會の如きものを設立し、海外輸出者に對しては幾分の補助を爲す等、大に此方面に力を致す事となれり、故に今後産額の増加に伴ひ益々輸出業者の奮勵を見る可く、近き將來に於て意想外なる發展を期し得可きものならん事を信す。

第四節 前途の餘裕

著者は平素持論として、温州蜜柑其他柑橘類の産額は、九州方面に於て凡そ壹千萬圓四國地方に於て約四百萬圓、中國地方に於て約三百萬圓、近畿及び東海道方面に於て約壹千萬圓合計貳千七百萬圓の産額を以て極度なりと信するものなり、而して之れ丈の産額なりとせば我が内地の需要及び海外輸出量として、先づ相當の數量なる可きものと信ず、然りと雖も此の産額に到達せしむる事は、決して容易の業にあらざるなり、故に氣候、土質にして柑橘類の生長結實に適當せるものとせば、須らく進んで之が栽培に着手して可なり、決して前途の販路如何を顧慮し、以て之れが栽培を躊躇するが如きは時機に明なる人士の採る可き事柄なりと云ふ事は、是ざるなり、乞ふ農業者たる者、安んじて益々之が栽培と其改良發達に努力する所ありて可なり。

實驗柑橘栽培法 終

附 録

檸檬の栽培と副産物製造法

海外に於ける柑橘の主産地に就き調査する時は、何れもオランダ、マングリン等生果として需要せらるゝものゝ外、特種の用途を有するレモンの栽培が如何に隆盛なるかを知らん、然るに翻て我が邦の現況を見る時は如何、蜜柑類の栽培のみ獨り頗る盛んにして、其他のものに至りては二三の特種地方を除きては殆んど之を見る事能はざるが如き有様なり、而してレモンの如きに至りては殆んど之を栽培する者無しと云ふも過言にあらざるべし。

従來我が邦に於けるレモン果の使用は極めて少量にして、只だ僅に醫藥料として加味し、又は料理菓子等に加用する位のものにして、其消費量は極めて微量なりと雖も、之れを歐米に見る時は、其用途實に意想外にして、果汁は夏期の飲料として缺

く可からざるもの而して果皮より製したるレモン油は香料として果汁と共に各種の調理に缺くべからざるものとして重寶されつゝあり而も婦人が化粧の料に供し食後に於ける手指洗滌用として之を使用するに至りては其如何に需要額の
大なるかを知るに足らん。

果して然りとせば今後歐米人の東洋方面に在住する者日に其數を加ふるに従ひ、
之等人士の需要に供せざる可からざるは勿論、東西生活の調和混同は遂に我が國
人をして之を使用せしむるに至るや論無きなり、現今廣島縣大長村に於て栽培す
るレモン果が浦港に輸送せられ、同地在住歐米人の需要に供せられつゝあるを見
ても、之れが一端を窺知するに難からざる可し。

一 レモンの主産地

レモンは熱帶及び亞熱帶地に於てよく生長結實するものなるも、亦た温帶地方に
ありても比較的高温にして降霜雪の極めて稀なる處に於ては、よく生長結實する
ものなり。

而してレモン樹の原種たる wild stock は印度の西北州クマオン。シツキム地方の

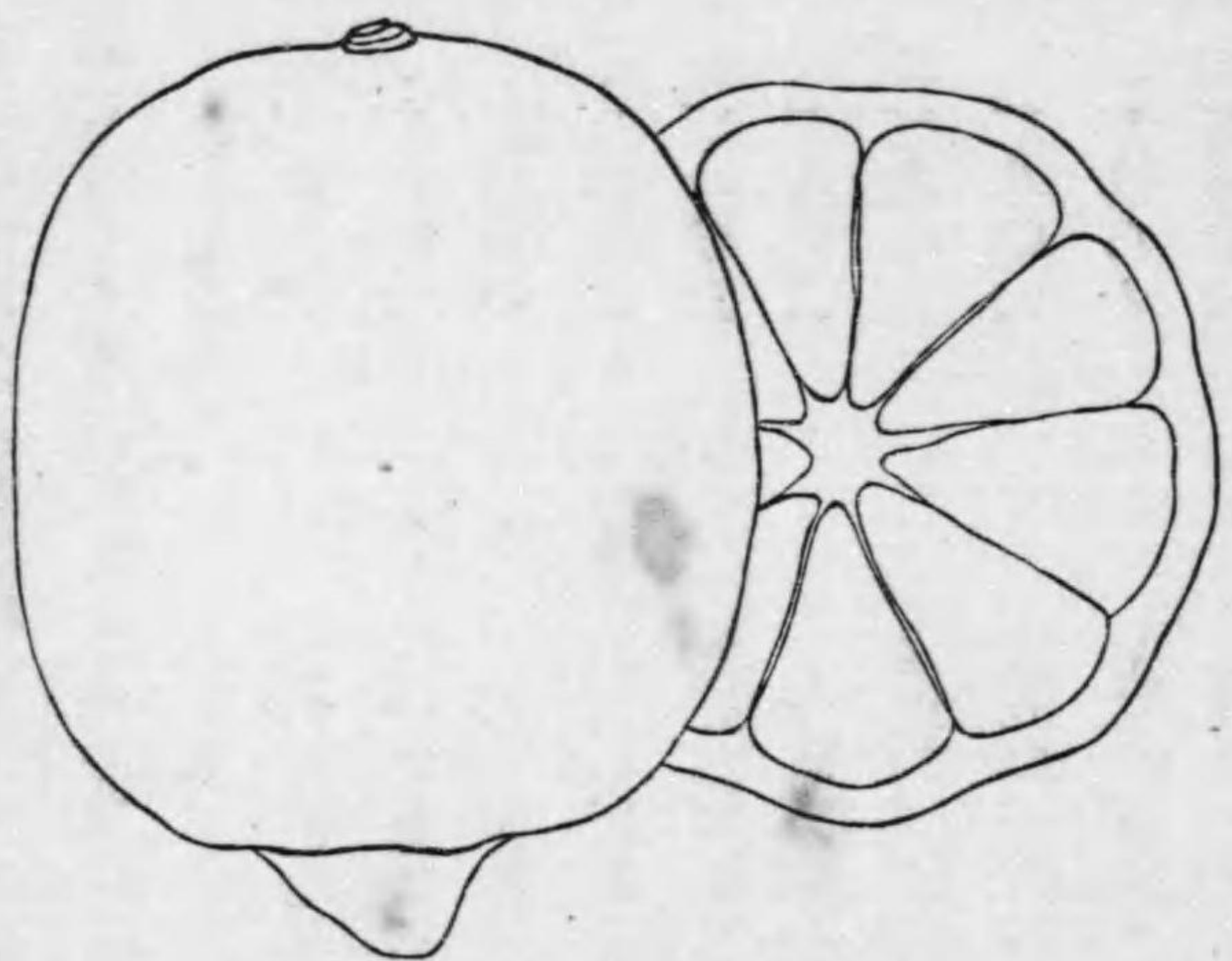
山野に自生せしもの、由にて、今日と雖も同地方に於ては尙ほ幾多の同種を見る、
元來本樹が歐洲の原産にあらざる事は、古代希臘及び羅馬人の全然知悉し居らざ
る處より察知する事を得可く、歐洲に於て初めて之れを見たるは十二世紀の末期
より十三紀の交なるが如し、當時歐洲全土を震動せしめたる亞刺比亞人の手によ
り印度地方より西班牙に移植したるを以て嚆矢とせざる可からず、夫れより葡國
に入り、伊國に移り遂に北米合衆國にまで及びたるものなり。

現今に於けるレモンの主なる産地は伊太利本土の海岸地方、シ、リー島、スペイン、
ホルトガル、グリート島、キュバ島、エジプト及び米國に於けるカリフォルニア、フロ
リダの二州なるも、就中シ、リー島、スペイン及び米國加州は、最も著明にして産額
多く品質亦た良好なるものを産す、以上の外尙ほ南米、墨西哥、亞弗利加、印度、及び亞
細亞、歐羅巴等に於ける南部温暖地にありては、到る處多少之を産せざるなし。今
ま主産地に於ける概況を述べれば次の如し。

スペイン 同國に於けるレモンの作付反別は六千三百六十三英畝にして、千九百
十年の産額は六萬二千三百廿五噸なりと云ふ、而して國內に於ける主なる産地は

マルシャ方面なり、産品は主として英國に輸出し、和蘭、獨逸、佛蘭西等へも相次いで輸出せらる。今ま千九百〇一年より千九百十年に至る十年間、英國に輸出したるレモンの數量及價格を示せば次表の如し

年 度	數 量	價 格
一九〇一年	三、三五四	四〇、五七一
一九〇二年	三、一八九	三八、五七一
一九〇三年	三、〇一七	三六、四五八
一九〇四年	四、〇四〇	四八、八六三
一九〇五年	二、四三七	二九、四七四
一九〇六年	二、〇七二	二五、〇五八
一九〇七年	二、八一四	三四、〇四〇
一九〇八年	四、〇八八	四九、四四九
一九〇九年	三、〇八四	三七、二九五
一九一〇年	三、一八八	三八、五六二



シ、リー産 - リ、シ、

右表は單に英國に輸出したる量にして、其他の諸國を通算する時は、恐らくは百萬圓以上の輸出額に達するや明なり。

シ、リー 伊國に於けるレモンの産地としてはカラブリア州及びシ、リー島なるが、而も前者は其量後者の五分の一にも達せざるものにして、現今世界に於けるレモンの代表地は實にシ、リー島なりと云ひ得可し、而して最近に於ける總産額は實に十二億五千斤と稱せられ、其内五割は他國に輸出し、四割は製造用に供し、残り一割は自家用なりと云ふ。シ、リー産レモンは世界各地に輸出せられ、到處名聲を博し、つあり、而して米國は約三割、英國は約二割、埃甸國約二割にして、殘餘は加奈陀佛蘭西

濠洲獨逸及び露西亞等なり、今ま千八百九十九年より千九百〇八年に至る十ヶ年間に於ける輸出數量を表示する時は即ち次の如し。

年次	數量	價格
一八九九年	三六九、四七三、〇四一	三、三三四、四八九
一九〇〇	三一、五六三、五七七	三、〇〇〇、二八六
一九〇一	三六八、八〇一、二九四	三、二二八、六一〇
一九〇二	四九〇、〇五三、九六〇	三、四三二、〇七七
一九〇三	四五九、六二二、〇二〇	三、二一八、九四八
一九〇四	五一四、一三七、四七二	三、六〇〇、七四五
一九〇五	四五二、九〇三、六五五	三、一七一、八九九
一九〇六	五五〇、五二四、〇九六	四、三三七、五二五
一九〇七	五五九、五四九、三七八	四、四〇八、六五三
一九〇八	五四〇、三三二、七九〇	四、二五七、二二九

カリフォルニア州 北米合衆國カリフォルニア州も亦た近來レモンの良品を産

出しつゝあり、而して其作付反別は千九百十二年に於て、三萬千四百七十八英畝を數へられ、其産額約二百萬箱なりし。されど米國は國土廣く住民多きが故に到底内國産を以て需要を充す事能はず、毎年歐洲より二百萬箱内外の輸入をなしつゝあるなり。

二 レモン類の消費狀況

世界中レモン類を消費する事最も多きは北米合衆國にして、同國にては加州より生産する約二百萬箱を消費し、而して尙ほ伊國産類の輸入せらるゝもの甚だ多きを見る、今ま千九百〇六年より千九百十年に渉る五ヶ年間に於ける輸入額を見るに則ち次表の如し。

年次	數量	價額
一九〇六年	一三八、七二七、二五二	二、九三三、九九〇
一九〇七年	一五七、八五九、九〇六	四、二五三、二九六
一九〇八年	一七八、四九〇、〇〇三	四、三八八、五三〇
一九〇九年	一三五、一八三、五五〇	二、六二三、三九九

一九一〇

一六〇、二二四、七八五

三、一三六、九三三

英國は亦たレモンの需要多き地にして、毎年少くとも二百萬ブツセル價格六十萬磅以上を輸入しつゝあり、其他歐洲北部は何れも自國に於て之れを産せざるが故に悉く之れをシシリ。スペイン等の主産地に仰ぎつゝあり、今まメツシナレモンの重なる輸出地について見るに獨逸、露西亞、埃太利、加奈陀、諾威及び瑞典等なり。

レモンの消費量は之れを他のオレンジ類に比較せば元より其量少しと雖も、然れども獨り英米に於けるものを以て見るも右に示すが如き數字にあり、故に單なる果實類の消費額としては決して侮る可きものにあらざる事を知るに足らん。

三 本邦レモンの來歴

レモン樹は本邦に在來せるもの無く、悉く近年に至りて海外より輸入したるものなり、今ま大日本農史に就きて見るに、明治八年三月米國駐在領事高木三郎氏よりオレンジ、レモン、ホツブ、莓の種苗を我が勸業寮に送附すとあり、又明治九年七月勸業寮より米國桑港領事館に牒して葡萄苗三萬六千本を求め尋でオレンジ、

レモン及びオリブ苗を求む云々とあり、而して其後之等の苗木が如何にして何れの方面に配布されたるやは記する所なきが故に不明なるも、今日何れの地方を見るも本樹の古木なきより察すれば、未だ之れが用途を知らざりしより中途に於て伐截されたるものならんと思はる、而して只だ明治十一年三月小笠原島にレモンを移植すとの記事あり、今日該島につきて見るにレモン樹の大木あり、之れ恐くは當時の遺物なるべし。

福羽逸人氏は明治十三年春外國種のオレンジ及びレモンの苗木を、和歌山縣有田郡なる矢船傳氏に送り、之を栽植せしめたるに、其成績良好なるものありと云へり、然れども單に栽植したるのみにして、其後増殖せざりし模様なり。

爾來米國よりレモンの苗木を輸入し、之れを試植せしものに、静岡縣熱海町小松氏あり、和歌山縣海草郡楠瀬氏あり、其他猶ほ多少栽植せし人あらんも未だ詳ならず、又種苗商に於てこれが苗木を販賣するものありたるも其數固より多からず、廣島縣豊田郡大長村の如き兵庫縣の苗木商より輸入したるもの結實し、而して浦港に於ける販路開け其の利益少なからざるを以て、近年盛に之が栽植をなしつゝあり。

最近に至り農商務省農事試驗場與津園藝試驗場に於ては明治三十六年四月米國よりゼノア種の苗木を輸入し、又同四十年春東京野澤組よりリスボン種苗の寄贈に接したるを以て、爾來其成績を見、毎年少數宛の苗木を養成して、之れを各地に配布し、試植せしめつゝあり。

四 レモンの品種並に栽培法

現今加州並に伊太利に於て栽培されつゝあるレモンの品種中、品質優良にして廣く賞揚されつゝあるものは、リスボン、イフレカ、ゼノア、グイルラフランク等なり、而して之等品種の詳細なる説明は、本論品種の章下に詳なれば就て見らるべし。

レモン樹の栽培法は一般柑橘類と何等異なる所なきも、只だ本樹は生長旺盛にして、若樹の間は無暗に上長するの性あるが故に常に適當なる剪定を行ひ、以て樹梢の擴張充實を圖るべし、又本樹は寒害に對する抵抗力微弱にして、稍もすれば葉を振ひ、枝梢を枯らし、越冬中の果實を冬傷せしむるが如き事あるを以て、勉めて溫暖なる位置を撰んで栽植するは、勿論、冬春の間は防霜防寒の設備をなし、被害を未前に

防ぐの策を講せざるべからず。レモンは年三回開花結實するものなるが故に、果實は各々熟期を異にし常に樹上にあるものなれば、採收の時期を誤らざる様注意すべし、種類によりては全然綠色なるまゝにて既に充分成熟せるものあり、其他のものとも、雖も果皮の大體が黃色となりたる時は、即ち採收の適期なるべし、餘りに永く樹上に置く時は、品質を劣變せしむる事大なるものなり、よろしく注意せざる可からず、而してレモンは又重粘なる土壤に於て良品を産し、輕鬆土にありては成熟期早しと雖も、組織粗雜にして品質劣等貯藏力微弱なるを免れず、故に重粘地のものは生果の儘販賣し、然らざるものは製造原料として使用せらるゝが普通なり。

五 副産物製造法

伊國シ、リール島に於ける副産物製造の一般を述べて參考の資に供せん。

レモンより生ずる副産物の主なるものは、レモン油及び枸橼酸石灰にして、之れに亞けるを鹽漬とせるレモンピール及び濃厚レモン液等とす、レモン油は主として風味料として使用せられ、又香料原料並に藥劑として供用せらる。枸橼酸石灰は枸橼酸製造の中間物にして、レモン汁中には枸橼酸が砂糖及び粘液と共に存在せ